

非文字資料研究

The Study of Nonwritten Cultural Materials



非文字資料研究

The Study of Nonwritten Cultural Materials

NewsLetter

2003.12

No.2

CONTENTS

表紙写真説明



香川県下川津遺跡出土犁
(香川県埋蔵文化財センター)



徳島県貞光町の犁
(貞光町教育委員会)

徳島県貞光町は吉野川中流域の町、その教育委員会を訪ねて収集民具を見せてもらったおり、(写真右)の犁を見て内心アツとさげんでいた。7世紀後半の下川津遺跡出土犁(写真左)とあまりにそっくりだったからである。犁は牛に引かせて田畑を耕す畜力耕耘機で、上に伸びた犁へらで土を反転させる。犁へらは通例は鑄鉄製ののだが、この2例は犁床と一木造りという変わり種である。写真のような犁床の長い長床犁は中国系だが、民具調査を続けるなかで長床犁は大化改新政府が国力向上のため唐から導入し、地方に普及をはかったことが明らかになってきた。その際、地方では鉄の入手が困難という事情を勘案して一木犁へらのモデルを600台ほど造り、全国の評督(のちの郡司)のもとに届けたようである。(写真左)の下川津遺跡出土犁は政府モデルをコピーした当時の実用犁、(写真右)の貞光町の犁は大化改新政府のモデル犁が1300余年前にこの地にたしかに届いていたことを語る歴史の証人である。(河野 通明)

巻頭言 3

網野 善彦(神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究所・元教授)

プロジェクトの構想および研究組織 4

橘川 俊忠

研究組織図 6

COE関係諸規程集

21世紀COEプログラム拠点形成に 7

関わる関係規程

1 神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会規程

2 神奈川大学COEプログラム研究支援者に関する取扱規程

3 神奈川大学COEプログラム研究協力者に関する取扱規程

4 神奈川大学研究拠点形成費補助金取扱規程

参考: COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議内規

研究拠点紹介

歴史民俗資料学研究所 12

田上 繁

日本常民文化研究所 13

香月 洋一郎

外国語学研究所中国言語文化専攻 14

大里 浩秋

研究エッセイ ESSAY

「鮮漁」図のあれこれ 16

田島 佳也

鬼神の面 18

廣田 律子

景色(景観)が変わるといふこと 20

八久保 厚志

WWWのセキュリティ 22

木下 宏揚

研究会報告 SCIENCE REPORT

人類学の立場からの問題提起 24

川田 順造

民具という非文字資料から日本列島の古代多民族社会を復原する試み

河野 通明

主な研究活動 28

コラム 網野 暁(PD)・富澤 達三(PD) 30

MAP・研究担当者紹介・編集後記 他 31

Report & Information 32

神奈川大学21世紀 COEプログラムに 寄せて

巻頭言



神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科・元教授

網野 善彦

歴史民俗資料学研究科が創設され、発足してから、すでに十年の年月を経過した。そして今また、COEプログラムの“拠点”として「人類文化研究のための非文字資料の体系化」をテーマに、研究科が新たな研究を開始、推進しようとしていると聞き、年月の流れの早さを痛感するとともに、その間の研究科の活発な活動と急速な発展に、あらためて目をみはる思いがしている。

もともとこの研究科は、1982年、神奈川大学が日本常民文化研究所を招致し、付置研究所としたのを契機に、研究所自体をその重要な基盤の一つとして出発した。そして、すでに長年にわたって蓄積されてきた研究所の厚みある研究成果を継承し、また研究科の新たな活動を通して、さらにこれを拡大・深化させ、大きく発展させることを、その目標としている。

実際、研究所の創設者渋沢敬三は、当初から「歴史学・民俗学に対して『民具学』の確立」を主張するとともに、それを実現するための一つの仕事として、「『字引』に対して『絵引』の編纂と刊行」を提唱した。これは誠に個性的で独自の発想といっておかろう。

渋沢はみずからも、その実現に向けて様々な形で力をそそいできたが、結局それは、渋沢が世を去ってから、『絵巻物による日本常民生活絵引』（角川書店 1964年～1968年）として刊行された。このいわゆる『絵引』が、神奈川大学に移管されてからの研究所での作業を通して、さらに索引を付し、全五巻の形で、平凡社によって再刊され（1984年）広く世に知られるようになったのである。

しかし、このように、文字や文章「文字史料」だけではなく、絵画・民具などの多様な非文字の世界についても、これを「資料」として注目・重視する渋沢の姿勢はまことに的確・正当であり、さらにゆたかに継承・発展させられなくてはならない。

COEプログラムのテーマは、まさしくこの課題に正面から応えるものであり、その研究の達成が、歴史学・民俗学のみならず、広く学問全体の進展に寄与することは間違いないといえよう。豊かな成果の結実を期待しつつ、研究の順調な発展を心から祈りたいと思う。



拠点形成事業推進組織について

橘川 俊忠 (COE事務局長 神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科・教授)

1 はじめに

「文部科学省21世紀COEプログラム(研究拠点形成費補助金)事業は、昨年度から実施されはじめた事業で、日本の大学が世界的に通用する研究教育拠点を各学問分野にわたって形成することを目的としている。したがって、この拠点形成事業の補助金を受けることになった大学は、補助終了後も、当該拠点が世界的研究教育拠点として活動を継続し、発展させることが可能になる条件の整備を目指すことが求められている。この点は、一定期間の間に限定された研究目的を達成すれば終了する通常の科学研究費補助金と大きく異なっている。

こうした点を考えたとき、研究組織のあり方も、通常の科学研究費の場合とは当然変わってこなければならなくなる。拠点形成事業を大学の組織の中にきちんと位置づけ、研究者個々人の集合体としてではなく、大学の正規の組織として拠点形成事業推進組織を形成する必要があるということである。

本学では、以上のような認識を踏まえ、以下のように、規程を整備し、それに基づいた事業推進組織を立ち上げ、世界的研究教育拠点の形成を図ることにした。

2 拠点形成委員会

本学では、拠点形成事業推進組織を大学の基本組織の中に位置づけるため、大学全体にかかわる規程として、「神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会規程」を制定し、学長直属の機関として、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会(以下、拠点形成委員会と略記)を発足させた。拠点形成委員会は、学長が指名し、学長の命を受けて拠点形成事業全体を統括する委員長以下、COEプログラム拠点リーダーの中から委員長が任命する副委員長、各COEプログラムの基盤となる大学院研究科専攻等から選出された者各1名、拠点リーダーが指名する者各1名、および大学事務局の責任者である事務局長で構成する。この拠点形成委員会は、全学的に複数の拠点形成事業を展開することを前提に作られているが、現在は、委員長は副学

長が指名され、副委員長は、本プログラム(「人類文化研究のための非文字資料の体系化」)の拠点リーダーがとめている。

拠点形成委員会は、各COEプログラムの円滑な実行と、継続的な推進を図ることを目的とするが、拠点形成事業の中では、事業全体の意志決定をする最高機関となる。この委員会での意思決定は、学長に報告され、全学的意志決定とする必要がある事項については、学長の指導性の下で、全学の意志決定とするための手続きにのせられることになる。

また、各COEプログラムは、この拠点形成委員会の下に、それぞれの拠点形成事業にふさわしい独自の研究推進組織を形成・設置し、拠点形成事業を具体的に実施する。

3 本プログラムの組織構成

本プログラムは、拠点形成の基盤となる神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科に所属する専任教員全員(大部分は日本常民文化研究所員を兼ねる)、他大学院の専任教員であって日本常民文化研究所員である者、外国語学研究科中国言語文化専攻の専任教員および工学研究科専任教員で本プログラムの推進に必要とされる者を基幹的構成メンバーとする。この他に、「神奈川大学COEプログラム研究協力者に関する取扱規程」に基づくCOE共同研究員、「神奈川大学COEプログラム研究支援者に関する取扱規程」に基づく研究支援者を加えて、本プログラムの研究体制は構成される。もちろん、「拠点」としての継続的な活動を保証するためには、研究のための基礎資料のデータベース化と基礎資料の維持管理にあたる専門職的人員、研究の円滑な展開を支えるための事務執行のための人員も含めて、本プログラムを遂行する組織が構成されなければならないことはいうまでもない。

このうち、拠点形成事業推進のために特に設けられたCOE共同研究員および研究支援者について説明を加えておこう。まず、前者は、本プログラムの研究事業に共同して従事する学内外の教員・研究者等で、本プログラム

事業遂行に十分な能力を有することが条件となる。拠点形成委員会の議を経て学長に申請され、学長がその能力を有すると認めた場合、学長によって委嘱されることになる。委嘱を受けた共同研究員は、本事業にかかわる経費を使用することはできるが、給与は支給されない。

次に、後者は、COE教員(特任教授および非常勤講師)、COE研究員(PD)、COE研究員(RA)、COE支援者(TA)、COE技術者の五種類で、それぞれの業務に応じた給与を支給される者をいう。は、COE事業期間に、若手研究者の養成を主たる目的として拠点となる大学院での教育指導にあたり、あわせて研究活動にも参加することを予定している。は、将来非文字資料の研究を担うポスト・ドクターの若手研究者のために設置した制度で、目的にふさわしい人材を学内外から募集し、厳正な審査のうえ採用を決定している。、は、本学大学院後期課程に在籍している学生の中から選抜し、研究遂行の支援を行うと同時に、調査・研究の経験を蓄積することが期待されている。このは、本プログラムが、重要な目標の一つにしている非文字資料を対象とする若手研究者の育成のために特に設けた制度であることはいうまでもない。最後に、は、研究上必要となる技術的な支援をする専門家を予定したものである。

本プログラムでは、以上のような構成メンバーを、プログラムを企画・立案した拠点リーダー、2名のサブリーダー、および3名の研究遂行責任者の下に、4つの研究班(班ごとの研究テーマについては、前号参照)に編成し、実際の研究を推進する体制を整えている。また、拠点形成事業推進のための事務については、拠点形成の基盤となる大学院研究科および専攻、研究所の事務執行組織のほかに、特に学長室の中に「COE支援事務担当」を設置し、責任者以下4名の事務職員を配置し、事業推進を事務手続きの面からバックアップする態勢を整えている。

4 研究推進会議

本プログラムでは、前項で述べたような構成員によって組織を構成しているが、このプログラムの研究・教育方針の策定、事業の円滑な実施のための機関として、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会規程第7条に基づき、「COE『人類文化研究のための非文字資料の体系化』研究推進会議」(以下、推進会議と略記)を設置している。

推進会議は、COEプログラム拠点リーダー1名、サブリーダー2名、研究遂行責任者3名および研究担当者の中から選任された事務局長1名の7名で構成され、委員長は、

拠点リーダーがつとめ、副委員長は、サブ・リーダーの中から委員長が指名したものがつとめることになっている。(P6 組織図参照)

この推進会議の役割は、本プログラムに係る研究教育計画の企画・立案および連絡・調整、補助金の経理管理に関すること、研究支援者および共同研究者の推薦に関すること、成果報告および情報発信に関すること、その他本プログラムの実施に関して必要な事項を審議、策定するところにある。要するに、本プログラムの実施に関する必要事項は、すべてこの推進会議によって審議・策定されるという意味で、この会議が、実質的な指導部となる。

なお、推進会議の運営は、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会が制定した「COEプログラム『人類文化研究のための非文字資料の体系化』研究推進会議内規」によって行われ、これに関する事務は、学長室(COE支援事務担当)が所管することになっている。

5 全体会議・全体研究会・各班研究会

上述してきたように、本プログラムは、学長の高い指導制の下での拠点形成という21世紀COEプログラムの趣旨を踏まえ、学長 拠点形成委員会 研究推進会議 という形で組織系統を明確にしている。同時に、この事業が、特に異なる分野の研究者による共同研究の性格を持つことも考慮し、全体の意思疎通と相互理解を深める場として、適宜、共同研究担当者(「本プログラムの組織構成」の項で述べた基幹的構成メンバーと、「神奈川大学COEプログラム研究協力者に関する取扱規程」に基づくCOE共同研究員とを含む)全員による「全体会議」を実施している。全体会議は、決定機関ではないが、異なる専門を持ち、異なる機関に所属していることからくる意思疎通の難しさを克服するために必要な会議であり、今のところ十分その機能を果たしている。

さらに、研究活動の点では、全体会議に合わせて全体研究会を開催しているが、これは、研究対象が多岐にわたるため、相互に研究の進捗状況を確認し、各班の研究を「非文字資料の体系化」という全体テーマと不断に関連付けながら遂行しようとするために開催しているものである。この全体研究会は、本プログラム開始以来、すでに四回を数えている。ちなみに、その担当者、報告テーマを列記すれば以下の通りである。

北原系子、原信田實

「地震の痕跡と名所絵 『名所江戸百景』の新しい読み方」



齊藤隆弘

「図像・動作情報のデジタル入力について」

川田順造

「非文字資料の諸相とその研究法 人類学の立場からの問題提起 音文化、身体技法、道具、感性等の領域」

河野通明

「身体技法・感性を手掛かりとした古代日本列島の多民族状況の検出の模索」

この他、全てを紹介はしないが各班はそれぞれ研究会を組織、開催しており、研究活動は活発に展開されているとあってよいであろう。

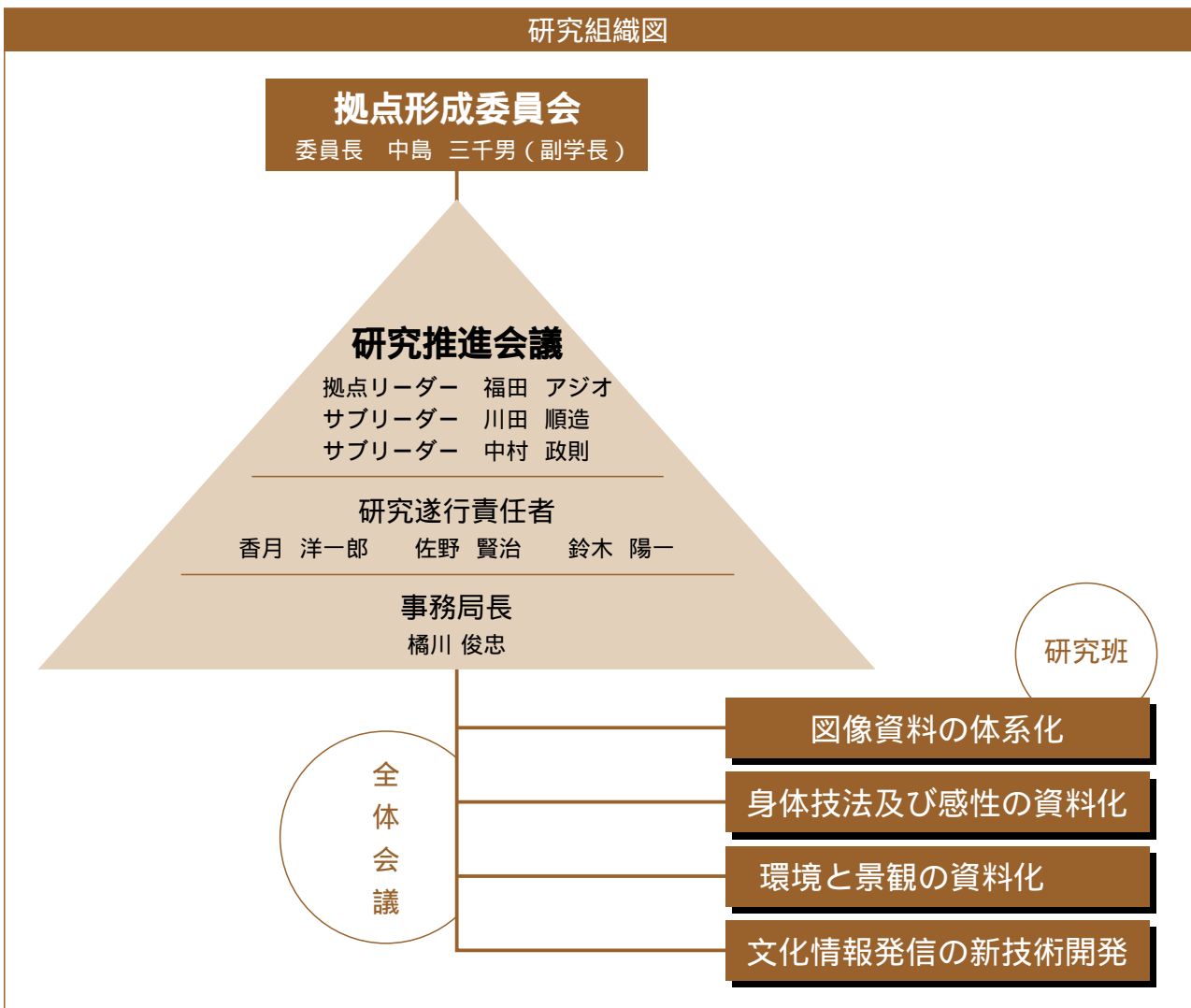
6 おわりに

以上、本プログラムの拠点推進事業組織について述べてきたように、事業そのものは比較的順調にすべりだしたとあってよいが、組織的な面でなお検討を要する問題も

残っていることも事実である。それは、この事業を遂行する過程で基盤となっている大学院研究科、専攻、研究所の強化を図ることは当然であるが、最終的に非文字資料の蓄積したデータの管理や研究の継続をどう保証するかという問題である。本プログラム担当者が構想している非文字資料研究センターを全学の組織体制の中にきちんと位置づけるためには、なお全学的調整が必要であるが、その点、学長の強い指導性が期待される。また、現在、学長から全学に提起されることになっている「研究支援センター」との関連も明確にしてゆかなければならないだろう。

ともあれ、本プログラムが開始されたことによって、本学全体の研究・教育体制のさらなる活性化の問題意識が、全学的に共有され、その方向に一步踏み出し始めたことは事実であり、その一步が文部科学省の21世紀COEプログラムの期待する方向に沿うものであることはまちがいないであろう。

研究組織図



COE関係諸規程集

21世紀COEプログラム拠点形成に係る関係規程

① 規程制定の趣旨

本学は、世界最高水準の研究教育拠点を学問分野ごとに形成し、国際競争力のある個性輝く大学づくりを目的とする「文部科学省21世紀COEプログラム(研究拠点形成費補助金)」(以下「COEプログラム」という。)に採択された。

本補助金は、大学院研究科専攻(博士課程レベル)の研究組織等を対象として、主として研究面においてポテンシャルの高い専攻等が世界最高水準の研究教育拠点を形成するために必要とする経費を専攻等の研究者からなる研究グループに対して補助を行うもので、当該分野における研究上、優れた成果を挙げ、将来の発展性もあり、高度な研究能力を有する人材育成機能を持つ研究教育拠点の形成が期待できるもの

学長を中心としたマネジメント体制による指導力の下、個性的な将来計画と強い実行力により、世界的な研究教育拠点形成が期待できるもの

特色ある学問分野の開拓を通じて創造的、画期的な成果が期待できるもの

COEプログラムで行う事業が終了した後も、世界的な研究教育拠点としての継続的な研究教育活動が期待できるもの

に対し、重点的支援を行うものである。

については本事業の円滑な運営を図るために、「当該拠点の研究計画推進に係る学長を中心としたマネジメント体制(大学の組織的取組み)」、「拠点形成上必要な研究活動を支援するための人材の受入れ」、「研究拠点形成補助金の公正・適切な使用管理」に関する学内規程を整備する。

② 制定規程の種類

- (1) 神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会規程
- (2) 神奈川大学COEプログラム研究支援者に関する取扱規程
- (3) 神奈川大学COEプログラム研究協力者に関する取扱規程
- (4) 神奈川大学研究拠点形成費補助金取扱規程

参考：COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議内規

(1) 神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学において実施される「文部科学省21世紀COEプログラム(研究拠点形成費補助金)」(以下「COEプログラム」という。)の円滑な実行と継続的な推進を図り、世界的な研究教育拠点の形成を目的として設置する神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 委員
 - ア COEプログラムの基盤となる大学院研究科専攻等から選出された者 各1名
 - イ COEプログラム拠点リーダーが指名する者 各1名
 - ウ 事務局長

(委員長)

第3条 委員長は、学長が指名する。

2 委員長は、学長の命を受けて、各拠点における研究教育計画の進行状況を把握し、COEプログラム遂行に伴う業務を統括する。

(副委員長)

第4条 副委員長は、委員長がCOEプログラム拠点リーダーの中から指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。



COE関係諸規程集

(任期)

第5条 委員(職務上の委員を除く。)の任期は、COEプログラム補助事業の継続期間とする。

2 委員(職務上の委員を除く。)が欠けた場合における欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第6条 委員会は、文部科学省21世紀COEプログラム委員会で審査を受けた「将来構想等調書」等及び採択後に提出した「交付申請書」等に沿ったCOEプログラムの推進と拠点形成の達成のために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) COEプログラムに係る諸規程等の整備に関すること。
- (2) COEプログラムに係る所轄官庁への諸届に関すること。
- (3) COEプログラムに係る研究支援者等の選考に関すること。
- (4) その他COEプログラムの実施に係る重要事項

(研究推進組織)

第7条 委員会のもとに、COEプログラムの円滑な推進を図るために、当該拠点に係る研究推進組織を置く。

(事務の所管)

第8条 委員会に関する事務は、学長室(COE支援事務担当)が所管する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 平成15年9月29日から施行し、平成15年7月25日から適用する。
- 2 委員会は、COEプログラム補助事業完了後に行われる事後評価の結果を俟って、必要な改組を行うものとする。

(2)神奈川大学COEプログラム研究支援者に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学(以下「本学」という。)におけるCOEプログラム事業を一層推進するために、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会規程第6条第3号に基づき本学が任用する研究支援者の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究支援者」とは、本学におけるCOEプログラムの研究教育事業に従事する教員、研究員、学生、技術者等をいう。

2 研究支援者の名称は、次の各号のとおりとする。

- (1) COE教員(COE特任教員又はCOE非常勤講師)
- (2) COE研究員(PD)
- (3) COE研究員(RA)
- (4) COE支援者(TA)
- (5) COE技術者

(資格)

第3条 研究支援者は、次の各号の要件を満たしている者でなければならない。

- (1) COEプログラム事業の遂行上必要な能力を有すること。
- (2) 日本学術振興会特別研究員その他のフェローシップ等類いの助成を受けていないこと。

2 COE教員を任用する場合にあっては、前項に定める者のほか、神奈川大学特任教員規程又は神奈川大学非常勤講師任用規程に準ずる。

3 COE研究員(RA)及びCOE支援者(TA)として学生を任用する場合にあっては、第1項に定める者のほか、本学大学院博士後期課程に在籍する者に限る。

(任期)

第4条 研究支援者の任期は、12月の範囲内とし、その終期は、採用日の属する会計年度を超えることができない。ただし、当該研究拠点形成費補助金による事業が継続している場合には、その期間を限度として任期を更新することができる。

(申請)

第5条 研究拠点形成費補助金の拠点リーダーが研究支援者の任用を希望する場合は、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会の議を経て、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、研究拠点形成費補助金による事業の遂行上必要な能力を有すると認められた場合に任用するものとする。

(待遇等)

第6条 研究支援者の待遇等は、次の各号に掲げる基準によるものとし、その給与については予算の範囲内で学長の定めるところによる。

(1) COE教員については、神奈川大学特任教員の給与に関する細則又は非常勤講師給規程に準ずる。

(2) COE研究員(PD)については、神奈川大学ポスト・ドクター規程に準じる。

(3) COE研究員(RA)については、神奈川大学リサーチ・アシスタント規程に準じる。

(4) COE支援者(TA)については、神奈川大学ティーチング・アシスタント規程に準じる。

(5) COE技術者については、1日につき8時間を超えない範囲内で日々雇い入れられる常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とし、その給与は、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会で定める。

(研究費)

第7条 研究支援者は、研究拠点形成費補助金による事業に係る経費を使用することができる。

2 前項のほかCOE研究員(RA)及びCOE研究員(RA)については、別に定める規程により、若手研究者育成を目的として自発的研究活動に必要な経費を支出することができる。

(特許等の取扱い)

第8条 研究拠点形成費補助金の事業で得られた成果に係る特許等の取扱いについては、別に定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究支援者の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会の議を経て大学院委員会において行う。

附 則

この規程は、平成15年9月29日から施行し、平成15年7月25日から適用する。

(3)神奈川大学COEプログラム研究協力者に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学(以下「本学」という。)におけるCOEプログラム事業を一層推進するために、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会規程第6条第3号に基づき本学が委嘱する研究協力者の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究協力者」とは、本学のCOEプログラムの研究事業に共同して従事する教員(本学を含む。)研究者等をいう。

2 研究協力者の名称は、COE共同研究員とする。

(資格)

第3条 COE共同研究員は、次の各号の要件を満たしている者でなければならない。

(1) COEプログラム事業の遂行上必要な能力を有すること。

(2) 神奈川大学COEプログラム研究支援者に関する取扱規程に定める研究支援者でないこと。



COE関係諸規程集

(任期)

第4条 COE共同研究員の委嘱期間は、12月の範囲内とし、その終期は、委嘱日の属する会計年度を超えることができない。ただし、当該研究拠点形成費補助金による事業が継続している場合には、その期間を限度として委嘱期間を更新することができる。

(申請)

第5条 研究拠点形成費補助金の拠点リーダーがCOE共同研究員の委嘱を希望する場合は、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会の議を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、研究拠点形成費補助金による事業の遂行上必要な能力を有すると認められた場合に委嘱するものとする。

(研究費等)

第6条 COE共同研究員には給与は支給しない。

2 COE共同研究員は、研究拠点形成費補助金による事業に係る経費を使用することができる。

(特許等の取扱い)

第7条 研究拠点形成費補助金の事業で得られた成果に係る特許等の取扱いについては、別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、COE共同研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会の議を経て大学院委員会において行う。

附 則

この規程は、平成15年9月29日から施行し、平成15年7月25日から適用する。

(4)神奈川大学研究拠点形成費補助金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学において実施されるCOEプログラムの経理事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「COEプログラムの経理事務」とは、学長に交付された研究拠点形成費補助金(以下「研究拠点形成費」という。)に係る申請、報告、及び会計経理等の業務をいう。

(適用範囲)

第3条 研究拠点形成費の経理事務に関することは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)研究拠点形成費補助金交付要綱(平成14年4月1日文科科学大臣決定)及び研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)取扱要領(平成15年7月25日文科科学省高等教育局長通知)その他法令等に定めるもののほか、すべてこの規程の定めるところによる。

(申請等の義務)

第4条 文部科学省に対する研究拠点形成費に係る申請、事業内容の変更、報告等に関する事務は、事務局長が統括し、学長室(COE支援事務担当)において行う。

(会計経理事務)

第5条 学長に交付された研究拠点形成費の会計経理事務は、学長室(COE支援事務担当)に委任する。

2 学長室(COE支援事務担当)は、研究拠点形成費の適正な事務を確保するため、学長名義の銀行預金及び収支簿を保管管理する。

3 前2項にかかわらず、資金の支払いについては財務部経理課に委任し、研究支援者等の雇用に係る事項については人事室に委任する。

4 預金により生じた利子は、当該研究拠点形成費の目的に使用しなければならない。

(会計監査)

第6条 学長室(COE支援事務担当)は、毎年度末までに、法令等に基づきすみやかに計算書類を作成し、証拠書類等関係書類を添付して、内部監査室の監査を受けなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究拠点形成費の事務の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会の議を経て大学院委員会において行う。

附 則

この規程は、平成15年9月29日から施行し、平成15年7月25日から適用する。

参考:COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議内規

(目的)

第1条 この内規は、神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会規程第7条に基づき、COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議(以下「推進会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 推進会議は、次に掲げるものによって構成する。

- (1) COEプログラム拠点リーダー
 - (2) COEプログラム・サブ・リーダー
 - (3) COEプログラム研究遂行責任者
 - (4) 第4条に定めるCOEプログラム事務局長(以下「事務局長」という。)
- 2 推進会議の委員長は、前項第1号のものが務める。
- 3 推進会議の副委員長は、委員長が第1項第2号の委員の中から指名する。

(任務)

第3条 推進会議は、COEプログラムの円滑な推進を図るために、次に掲げる事項を実施することを任務とする。

- (1) COEプログラムに係る研究教育計画の企画・立案及び連絡・調整に関すること
- (2) COEプログラムに係る補助金の経理管理に関すること
- (3) COE研究支援者及びCOE共同研究者の推薦に関すること
- (4) COEプログラムに係る成果報告及び情報発信に関すること
- (5) その他COEプログラムの実施に関して必要な事項

(事務局長)

第4条 推進会議に、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、拠点リーダーの指示のもとに前条に定める推進会議の実務を統轄する。
- 3 事務局長は、文部科学省21世紀COEプログラム「研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)取扱要領」および学内関連規程等に基づき、必要書類を作成し、厳重に保管するものとする。

(事務の所管)

第5条 推進会議に関する事務は、学長室(COE支援事務担当)が所管する。

(会計監査)

第6条 この内規の改廃は、推進会議の議を経て神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会において行う。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行し、平成15年7月25日から適用する。



研究拠点紹介

歴史民俗資料学研究科

歴史民俗資料学研究科は、特定の学部を基礎に持たない、神奈川大学付属の日本常民文化研究所を基礎として1993年に開設された大学院である。本研究科は、日本で最初の資料学研究科であり、歴史研究や民俗研究の基礎には必ず資料が存在するが、その資料を適切に活用する技法を身につけ、資料を分析して日本社会を究明し、日本人ならびに日本社会の特質を再考する研究能力を高めることを研究科の大きな目的としている。

カリキュラムの特色

私たちの研究を深化させるには、一研究領域を越えた、諸学の協力のもとで行われる資料分析がきわめて有効であり、そのため、日本各時代にわたる文献史学や民俗学各分野の科目に加えて、文化人類学、考古学、保存科学、資料分析学など、幅広い科目をカリキュラムに組んでおり、それらを学ぶことで、文字資料、民俗資料、考古資料、画像、建造物など多様な資料を十分かつ総合的に活用できるようになることを目指している。

一方、高度経済成長期以降の大きな社会的変化に伴い、文字資料、非文字資料を問わず、さまざまな貴重な資料が消滅、ないしは散逸しつつあるが、そのような失われつつある資料を調査収集、整理分類、修復保存できる知識や技能を修得する人材の育成も指導目標としている。講義科目の中に文献史料整理・補修実習と民具資料整理・計測実習を設けて選択必修とし、実習科目を重視しているのもそのような理由からである。本研究科開設の趣旨には、資料・文化財の散逸に歯止めをかける意味でも、当面、文献史料、民俗資料の学問的な裏づけを持った実務に習熟し、各種文書館・資料館・博物館における実務を、指導的な立場に立って推進しうる優れた人材の養成も本研究科の目的の一つであることが盛り込まれている。

本研究科では、その趣旨をさらに推し進めるために、開設10周年を機にカリキュラムの大幅な改訂を行い、来年度からは、これまで文献史料学、民俗民具資料学の2つの研究分野であったのを、新たに博物館資料学の新分野を加えることとなった。それにより、博士前期課程では、博物館資料学特論、博物館歴史資料学特論、博物館民俗資料学特論、文書館資料学特論、博物館情報学特論、博物館展示学特論などといった科目が新設される。また、実習科目も従来の2つの科目が名称変更されるとともに、歴史史料調査実習、民俗民具資料調査実習、博物館実習が新設科目として設定されることになり、実習科目の一層の充実が図られる。さらに、世界に通用する院生を育成する目的で、英語・中国語・日本語（外国人留学生対象）の3カ国語について、ネイティブによる国際理解という選択必修の科目も新設される。博士後期課程においても、国際理解は3カ国語の隔年開講となるが、あとは博士前期課程に準じてカリキュラムの改訂がなされる。



実習風景

今後の展望

このような博物館資料学に関する科目の新設は、世界へ発信しうる研究拠点として、世界の資料保存機関の専門家と対等な立場で資料についての交渉や研究交流ができる院生、つまり、より高度な専門的知識を有する学芸員の養成という、

本COEプログラムで掲げている目的と合致するものである。本研究科では、修士論文は必ずしも特定の時代区分や民俗の領域内に限定せず、学際的、総合的なテーマの論文も提出されており、その研究動向は多彩多様であるが、今後、博物館資料学を専攻する院生の修士論文や博士論文が提出されるようになり、さらに研究内容に広がりを持つこととなる。

こうしたカリキュラムの大幅な改訂により、1993年の修士課程（定員10名）の開設以来、1995年、博士後期課程（定員3名、修士課程を博士前期課程とする）の開設、1996年、紀要『歴史民俗資料学研究』の発行、1999年、昼夜開講制の導入（博士前期課程の定員を20名に増員）、同年、最初の博士課程修了者に博士（歴史民俗資料学）の学位を授与（これまで課程博士6名、論文博士1名が誕生）といった、いくつかの節目を経ながら10年の歴史を刻んできた本研究科は、発展期へと入っていくことになる。

（歴史民俗資料学研究科委員長 田上 繁）

研究拠点紹介

日本常民文化研究所

日本常民文化研究所の前身、アチック・ミュージアムは、澁澤敬三によって創設された在野の小さな研究組織である。ことに1935年頃から澁澤の死去する1962年までは民間の歴史、民俗の研究所として篤実な、また同時にそれでいてユニークな多くの業績をあげ多くの人材を輩出した。澁澤の人柄や発想や感性、使命感、そして組織力や財力に大きく依拠した活動を続けてきていただけに、彼の死後その活動は縮小し研究所の性格も変わった。一時は武蔵野美術大学の系列校である東京武蔵野市の武蔵野美術学園内にその場が移され、1972年には港区三田二の橋のマンションへと移った。この間、主に河岡武春、潮田鉄男によって研究所の業務が支えられていた。

この財団法人の研究所を神奈川大学が招聘したのは1982年のことであり、神奈川大学内の研究所としての活動はこの二十年余ということになる。

以下、本学に移ってきてからの活動を中心にいくつかのことを列記していきたい。

主な所蔵資料及び図書

本研究科は、旧研究所の蒐集した資料の一部を引き継ぎ、またその後の調査などで蒐集した資料を所蔵している。これらを整理したものから公開する。

水産関係筆写資料

二神家文書...古銭とともに同家より譲渡された。

寄託、寄贈文書...寄贈：永長家文書（茨城県）、小宮家（東京都）、小泉家（神奈川県）、西田家（東京都）ほか。

四季耕作子供遊戯図巻、耕稼春秋

絵引原画...1967年（1986年新版）に出版された『絵巻物による日本常民生活絵引』の村田泥牛による原画。

澁澤写真・澁澤フィルム...昭和初期に澁澤敬三が撮影させた各地の民俗等のスチール写真と18mmフィルム

図 書...旧常民から引き継いだ図書に、神奈川大学に移ってから寄贈、交換、購入等で受け入れた図書を加えた蔵書。

日本古代史研究者の故弥永貞三氏旧蔵書、民俗学者の故河岡武春氏旧蔵書、民族学振興会旧蔵書などを含む。

2003年10月現在で約8万冊。



刊行物

新版絵巻物による日本常民生活絵引(全5巻、付総索引)(1984)

神奈川大学日本常民文化研究所調査報告

第9集十三塚現況調査編(1984)・第10集十三塚-実測調査・考察編(1985)・第11集仕事着-東日本編(1986)・第12集仕事着-西日本編(1987)・第13集民具実測図の方法 農具(1988)・第14集民具実測図の方法 漁具(1989)・第15集民具実測図の方法 生活用具(1990)・第16集運搬具(1992)・第17集漁民の活動とその習俗(1993)・第18集漁民の活動とその習俗(1995)・第19集暮らしのなかの技術と芸能(2002)

民具マンスリー...第15巻1号(1982.4)~第36巻9号(2003.12現在)

神奈川大学日本常民文化研究論集...『歴史と民俗』1~19(2003.12現在)

神奈川大学日本常民文化叢書

喜界島風土記(梶嘉一郎)・鍛冶道具考(吉川金次)・瀬戸内西部の漁と暮らし(進藤松司) 芦東山日記(橘川俊忠校訂)・ハワイ日系移民の服飾史(バーバラ・F・川上、香月洋一郎訳)・伊勢道中日記(西和夫編)

奥能登と時国家全五巻

上記刊行物は『民具マンスリー』以外は平凡社刊

講座

民具研究講座...1982年~1995年まで14回開講

常民文化研究講座(1997~)...

日本文化研究の領域を新たに活性化させようとする意図のもとに、1997年以来、年1回のペースで開催している。講座は、毎回テーマを設定した講演会、シンポジウムと、2つの実習(古文書修復実習、民具実測実習)で構成されている。



企画展「ぬいもの・つくろいもの」展示風景

展示

2002年より本学3号館常民参考室において秋に2か月程度定期的に開催。

『常民ニュースの発行』

本研究所の日常的な活動を伝えるニュースレターとして、1998年7月以来、年4回のペースで発行している。研究会、展示のお知らせ、所蔵資料の紹介等の記事などで構成される。

(日本常民文化研究所所長 香月 洋一郎)

研究拠点紹介

外国語学研究科 中国言語文化専攻

私たち外国語学研究科中国言語文化専攻のことを紹介する前に、まずその母体である中国語学科の歴史に触れておこう。

中国語学科が英語・英文、スペイン語の両学科について外国語学部誕生したのは、1988年4月のことで、今の1年生は16期生にあたる。創立時から維持してきた学科の方針は、中国語の習得はもちろんのことだが、学生の興味に従い、言語、文学、歴史の3つに分けて専門的な知識を積み、教養を深めることであり、それを主に少人数のゼミナールで鍛えるというものである。

その後、試行錯誤を伴う実践の積み重ねの過程で、学科の方針を一層専門化した内容で、1992年には修士課程、95年には博士課程を設けて、徐々にではあるが、研究者を養成する体制を具えるに至った。そして、10年近くの間5人に博士号を授与することができた。院生の論文は毎年1回発行の『言語と文化論集』に掲載している。

主な研究活動と刊行物

この間に研究科所属メンバーが中心となって取組んだ共同研究やシンポジウムのテーマ、研究成果の公刊等を時間順に紹介するならば、次のようなものである。

- 1988～91 「横浜市における華僑の成立過程とその社会的役割」(横浜市地域研究費補助金)
- 1993～96 「横浜市華僑の戦時中および終戦直後の概況」(横浜市地域研究費補助金)
- 1995 『秘密社会と国家』人文学研究所叢書11、勁草書房
- 1997.11.27 シンポジウム「日・中関係100年を問う 21世紀を見据えて」
中国語学科創立10周年を記念したもので、この全内容は『人文研究』No.149、2003年に掲載した。
- 1998 中国語学科創立10周年記念論集全3冊、『中国通俗文芸への視座』、『現代中国語学への視座』、『中国民衆史への視座』、東方書店
- 1998～2001 「明治期から昭和20年までの日中文化交流に関する資料の収集と分析」(文部省科学研究費補助金)
この研究成果は『中国人日本留学史研究の現段階』、2003、御茶の水書房。
- 2000～2002 「戦前中国における日本租界の研究」(神奈川大学共同研究奨励金)
この研究成果は『人文研究』No.149、2003に掲載。
- 2001.2.19 シンポジウム「アジアの座標軸を求めて PART1 東アジアの相互認識」
このシンポでの報告及び関連するテーマでの座談会は『神奈川大学評論』39、2001に載った。
- 2001.10.4 シンポジウム「アジアの座標軸を求めて PART2 戦後補償と在日外国人の人権」
- 2001.11.5 パネルディスカッション「金庸作品の魅力を探る」
この時の報告集は『歴史と文化の境界 金庸の武侠小説をめぐって』人文学研究所叢書19、2003。
- 2002 『日中文化論集 多様な角度からのアプローチ』人文学研究所叢書18
それまで9年間毎年1回開いてきた人文学研究所と浙江大学日本文化研究所とのシンポジウムでの報告をまとめた『中日文化論叢』全9冊のうち、その主なものを選んで1冊にまとめた。
- 2002～2004 (継続中)「環東シナ海伝承文化の総合的研究 海洋ネットワークの視点からの接近」
(神奈川大学共同研究奨励金)
- 2003～2005 (継続中)「近代思想の受容と探偵小説」(神奈川大学共同研究奨励金)
- 2003～2006 (継続中)「東アジアにおける『学』の連鎖 中華民国期の日中間の留学生 派遣に関する比較研究」
(文部科学省科学研究費補助金)



主な刊行物

今後の課題

これまで取組んできたことを以上のごとくに並べてみて、当初は思ってもみなかったほどにテーマや関心が広がり、成果もそれなりの形で残してきたことを確認できる。といって、いづれも完成された内容とはいいがたく、これからも継続した研究の積み重ねを必要とするものばかりであり、現に継続中の共同研究も複数ある。今後、所属院生を含む若手研究者を動員して彼らの能力を最大限に引き出すことに努めつつ、共同研究の実をあげたいと思う。

このたびのCOEのプロジェクトには研究科から4人が参加しており、院生の参加も働きかけていく。研究科全体としてもバックアップすることを確認しており、今後の進展に応分の役割を発揮できればと願っている。

(外国語学研究科運営委員 大里 浩秋)



研究エッセイ

ESSAY

へろきこイキ 「鮮漁」図のあれこれ

田島 佳也 (神奈川大学日本常民文化研究所・教授)

1 近世経済史研究と図像資料

私の専門は近世日本経済史である。主に幕末の松前藩の生産・流通構造を松前蝦夷地に進出した商人の経営文書、いわゆる文献史料で探ってきた。松前藩は幕藩体制のなかにあつて農業生産が未展開であり、藩財政の基礎を幕末、鯡・鮭・昆布などの漁業生産とその漁獲物販売に負っていた。当然、先の課題を追究するには漁業生産のあり方や漁獲物の加工・梱包(製品化)・販売のあり方に関心を向けざるを得ず、ひたすらその実態把握に汲々としてきた。

鯡は昔、大量に漁獲されたが、今やわが国では幻の魚となって久しい。1955年ころまでは多少鯡が獲れていたらしいが、漁撈体験も実見もしたことがない。当然、漁撈の実態はおるか、漁具や漁船、加工道具、漁獲物の製品化の工程、結束や梱包、運送方法など理解できないことばかりであった。

商人の経営を分析するには文書に記された漁場への仕込み商品名や漁獲物製品を作るために使われた道具、材料名などを認識する必要がある。しかし、たとえば、帳簿には仕込み商品である「国分 個」や「実子 束」と書かれているが、商品の実態や商品の数を表す助数詞、その単位の内容が皆目解らず、難儀した。結局「国分」は煙草、「実子」は縄の商品名だった。煙草、縄まで書いてくれれば商品が判明し、その用途も把握できるのだが。もっとも、商人にとってみれば自分たちが把握できればよいことで、何も丁寧に記帳しなくてもよかったのである。江戸時代は営業税徴収などがなかったからなおさらである。

とはいっても、研究上、経営実態を知るためにはまず、以上のことを基礎作業として調べなければならない。研究当初、これらのことを知りうる手軽な商品事典があったわけではない(今もない)。それで関連文献の博捜や商品の扱い専門店、年輩に聞き取りして理解していくことになる。漁撈についても同様である。隔靴搔痒の感がいつもあるが、道具やその利用方法、手順などを漁民の方々に体験を交えた聞き取りや見聞を通じて理解・納得してい

くことになる。その際、役立ったのは昔の詞書付きの絵図や写真、百聞は一見にしかず、博物館の陳列品である。陳列品はそのものの体温を実感できるメリットがある。たとえば、縄についてみれば、材質や太さ、縫り方の違いによって用途の違いを類推でき、説明書きによってイメージも正確になる。観念の域をでないが、それは図像資料が発信する情報の強みである。私の経済史研究も図像資料と関わってきた。だが、それほど意識して来ず、研究理解の補助教材として利用してきたにすぎないと思う。

2 『蝦夷島奇観』と『蝦夷訓蒙図彙』の鯡漁図

そこでこれまでの反省に立って改めて図像資料を検討すると、いろいろなこと気づかされる。その一端を紹介したい。

掲げた絵図 はともにへろきこイキ(鯡漁)図で、は漁獲「ニシンを干すの図」、は「ニシンを陸揚げし早切にかけ乾す図」である。は寛政12年(1800)の秦 櫛磨『蝦夷島奇観』(『奇観』と略。雄峰社 1982年)所載の彩色図である。は松浦武四郎「蝦夷訓蒙図彙」巻の二(「図彙」と略)所載の白黒図(朱線の引かれているところもある)であり、は「図彙」に続く、同じく武四郎の「蝦夷山海名産図会 巻一」(「図会」と略)所載の鯡乾燥図である。「図彙」「図会」(『松浦武四郎選集二』北海道出版企画センター 1997年)は題名が異なるが、ともに武四郎が嘉永3年(1850)から稿を進め、万延元年(1860)以降に完成した作品であり、一書といえるものである。一方、佐々木利和、谷澤尚一両氏の解説・人物伝によると、秦 櫛磨とは寛政10年(1798)~12年にかけて3回蝦夷地へ渡った幕吏村上島之允のことで、『奇観』はアイヌの古態を後世に伝えていく意図から執筆されたという。

さて、掲げた図をみよう。には茅葺きの「魚坪」(なつぼ)網干場の網、乾燥台の鯡などの名称が記され、漁獲鯡の加工の様子が描かれている。詞書はない。次頁に「へろき写生」図を載せ、詞書でその特徴を述べているが、漁撈の実際の説明はない。ただ、彩色図ゆえ状況



①ヘロキコイキ(鮮魚)図(秦 穂磨『蝦夷島奇観』より) ②鮮捕 ③ニシンを干すの図
④ニシンを陸揚げし早切りにかけ乾す図 (以上 秋葉 実 編『松浦武四郎選集二』より)

が写実的であるが、静態的である。対するは白黒図とはいえ、2人乗りの小船9艘に乗込んだアイヌの躍動感溢れる刺網漁撈の様子が描かれ、その特徴についての詞書がある。(14艘の刺網漁)もと同様の図であるが、早切に鮮を乾す者が異なる。

は和人の女(左向きの作業)はメノコ(右向きの作業)である。またはより鱈乾と鮮の束ね作業が早切の後ろに、また漁撈はるか後映に描かれ、和人の女がひとりもいない。しかし、構図的には基本的に同じ作業図であり、しかも特徴的なのはアイヌによる漁撈だけで、和人漁撈者はひとりもない。も、早切乾すメノコと束ねるメノコ、それにモッコを担ぐアイヌを加え描いているが、鱈乾燥作業和人(描き方はとも同じ)を軸にしたとの連動図である(3人乗り小船もあるが)、要するに、とも

の派生図・改良図にすぎない。これを確認し、再度とを比較検討すると、ともに相似構図であることがわかる。「図彙」「図会」を翻刻した秋葉実氏も、この粉本のひとつを『蝦夷島奇観』や『蝦夷生計図説』にならい執筆したもののようにと解説しているが、とを比較すれば、魚坪前の早切で働く和人女性、かがんで鮮を束ねるメノコ、乾台に鱈を並べる和人男性、2人で鮮を運搬する男性(『奇観』は和人とアイヌ、「図彙」はアイヌ同士)の構図は明らかに蝦夷地鮮場を描写した『奇観』のそれを粉本として利用したものであることが明瞭である。「図彙」「図会」も蝦夷地鮮場の描写である。武四郎が松前蝦夷地を廻浦した時代、松前地ではすでにに描かれるほどのアイヌが住んでいなかったからである。『奇観』と「図彙」の成立年代には約半世紀の開きがあるが、それにしても、弘化2年(1845)3年、嘉

永2年(1849)と蝦夷地を踏査して初航・再航・三航の蝦夷日誌をまとめ、幕府の蝦夷地直轄にあたっては安政3年(1856)以降、幕府御用雇になった武四郎が何故、『奇観』をアレンジ・利用したのであろうか。武四郎は誰よりも鮮場の実景を見知っており、絵心もある。より詳細に活写できたのではないかと不思議に思われる。「図会」ではアイヌによる鱈釣漁やイベウ(おひょう)漁、灯火夜魚漁、鮑漁、昆布漁などが生き生きと描かれており、よりその感を強くする。『奇観』を粉本とした理由は判らないが、『奇観』を粉本としたのは、俺ならば、という思いが武四郎にあり、あえての背景図にアイヌたちによる刺網漁を配したのではないかと、思われる。実際、そうすることで、生き生きとした漁場の状況を描くことに武四郎は成功しており、そこにこそ武四郎の自負と思い、真骨頂を読み解くことができるのではないかと。

では、その思いとは何か。鮮場での労働者はでは和人の男3人と女1人、アイヌの女2人と男1人である。それに対して、「図彙」では和人男女2人のみで、あとは全部アイヌのみであり、2人乗り漁船9艘で漁撈に従事した者もすべて男アイヌたちだけである。鮮場の特定ができず、文書分析による実態把握を行ってきた者にとって疑問を感じる点もあるが、そう描くことで鮮場の実情を伝えたい武四郎の訴えが込められていると読み解くのは深読みであろうか。すなわち、幕末の蝦夷地鮮漁・鮮場が大部分アイヌの人びとによって担われていることを、「図彙」絵図には単純な読み解きを阻む武四郎のそうした思いが感じられる。



研究エッセイ

ESSAY

鬼神の面

廣田 律子 (神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科・教授)



鬼来迎の鬼婆

千葉県の子供の鬼来迎では鬼婆が今年生まれたばかりの赤ちゃんを抱き上げ泣かそうとする。しかしどの子も一向に泣こうとしない。大きく目を見開き眉間にぐっとしわをよせ、太い火炎の眉毛をたて、鼻を膨らませ、口には牙をむくそんな鬼面は、今の子供にとってはもはや別に恐ろしい顔ではなくなったようである。

中国の鬼神面上に表現されているのは威嚇の表情、憤怒の表情である。鬼神の面は悪霊を降伏させる神格を持ち、角を生やし、目を怒らせ、口に牙を生やす、いわゆる日本の鬼に共通する形状を有する面である。

何に対して威嚇を試みる必要があるのか？威嚇する対象はこちらに種々な不幸をもたらす存在である。不幸とは疫病の流行、作物の不作、子が授からない、短命であること等である。種々な不幸の原因は、不幸をもたらす存在にあるとされ、その存在は人格をもつが、姿をなかなか現さないのである。例えば疫病の原因を、存在がはっきりと確認できるウィルスにあると考えるのではなく、存在を確かめられない疫神の仕業と考えるのである。

不幸をもたらす存在への対応とはといえば、平和的な対応と攻撃的な対応がある。平和的とは、供物を捧げ芸能を奉納し祭りをしてよい気持ちにさせて、すみやかに村を過ぎ越して行って貰おうとするやり方である。一方の攻撃的対応とは、法具を用い、祓い清めの戦闘的な所作によって、村から早々に追い出してしまうというものである。

いずれにしろ一つ対応をあやまれば、病気が流行し、家畜が増えず、子授かりもままならず長寿を全うできなくなってしまう。不幸をもたらす存在を撃退する為には

人間だけの力ではとても対応できない。つまり強い助っ人が期待される。不幸をもたらす存在から人々を守ってくれる存在として一番身近に感じられている神々が、中国の旧正月の祭りに仮面をつけて登場する神々である。その神々の代表が鬼神である。

鬼神の面を着けて現実に登場させ、鬼神が実際に目に見えない邪悪なものと戦ってその場が平安にされたことを確認しなくては納得できないのである。見えない不幸をおよぼそうとするものを恐れるゆえに不幸のもとを断つために鬼神を味方につけ、その強いパワーで相手をやっつけてしまい幸福を得ようとする。強いパワーをもつ鬼神は味方につければ頼もしいものの、祀り方を間違えると手に負えない存在ともなりかねない厄介な存在である。それゆえ時を定め、祭りの場を整え待ち受けるのである。恐ろしい風貌をした鬼神が村の家々を訪れ、災いを為すものを逐い祓ってくれると考えられているが、この鬼神は元来祖先を表現したものと推測する。



貴州省道真県 三王

周代の礼制を記した『周礼』方相氏の条に、「方相氏は熊皮をかぶり、黄金の四目あり、玄衣と朱裳もて戈を執り、盾を揚げ、百隷を帥いて時に讎し、以て室をもとめ疫を殴(お)う」とあり、古代の宮廷で仮面仮装をした方相氏によって、辟邪逐疫を行う讎の祭りが行われていたことがわかる。方相氏の風貌は本来、鬼の風貌と無関係ではなく、方相氏の俗称でもあった魃頭とは醜悪で大きな鬼頭を意味した。鬼頭は祖先を模した仮面を被った人を意味し、大きく、醜い形態をした仮面は、中国の鬼神の表現としての典型表現である。

方相氏もこのような特徴をそなえた形像をとり、邪をなすものを逐祓う存在なのであった。後に方相氏は、時を経て民間に入り、地方色豊かな種々な仮面神に交代をしたが、邪を祓う性格は受け継がれてきたといえる。



貴州省徳江県 開山

現在中国の追儺の祭りに上演される仮面芸能、通称儺戯(ヌオシ)に使用されている面に表現されているのは、辟邪慶進を行う神々である。その外見的特徴や役柄に見られる性格から分類してみると、老体の面、滑稽の面、雷神の面、武將の面、判官の面、鬼神の面、動物の面、婦人の面に大別できる。仮面の祭

りが民間に広まり、民族間の交流が進み、地方色豊かな、民族的特徴をそなえた様々な仮面神が生まれ出されてきたのである。

現在伝承されている面で、鬼神面として分類したが、明らかに恐ろしい風貌つまり日本の鬼に共通する顔立ちの神々がいる。大きく見開き眼球が飛び出した目、火炎の眉、大きな鼻、赤い口に二本あるいは四本の牙、額には縦目、頭に角、耳は大きく立つといった恐ろしい風貌の神々は、「開山」「大鬼」「三王」等と称され江南の各地に伝承されている。例えば開山はその名の通り山を切り開くとされ、とりものとして斧を持っている。開山は江南の中国に広く見られ、祭りの最初に登場してその場を清める役を担っている。動きも斧を振り回し、足を踏みならし激しく回転したりする。

鬼神面のもつ威嚇の表現とはやはり眼に現される。目をかっと見開き、不幸の元凶の正体を暴こうとする表現である。呪力をもった呪眼であるが、呪眼とは凡人の目には捉えられないものを見抜く力を持った眼といえる。不幸を為すものの正体が何か分かってしまえば、相手に勝ったも同然である。正体が分からないと対応のしようがないからである。正体を突き止める能力を持つ眼が呪眼である。もう一方で忌々しい邪悪な視線つまり邪視に対抗する能力を持つ眼ともいえる。視線をパチパチ交わす戦いに眼で勝たなければならないのである。

この呪眼を表現するのに中国の鬼神の面では大きな目

の黒目を残し、白目や眼の下あるいは鼻の際を彫り抜く方法がとられる。さらにこの黒目や目全体をぐっととび出させる形状が取られる。被り手の視野を顧みることなく、呪眼の表現に固執しているのである。



江西省万載県 鬼

目はとび出すことだけでなく数を多くしてもその眼力が現されることになる。目が二列に四個あったり、第三の目として額に縦目があったり、顔が頭の左右にも付いていて目が合計六個になる場合もある。呪眼を表現したと考えられ、邪悪なるものがどこにひそんで

いても、よく見通すことができる呪力を備えている表現である。邪をなすまなざし、それを防ぐまなざし、この相反するまなざしの存在と、そうしたまなざしを放つ呪力をもつ眼に対する信仰が基礎にあるからこそ、このような仮面の表現がなされているといえるのではないだろうか。

実はこの呪眼は能力の優れた宗教職能者、いわゆる巫は具えていたと思われる。かつて病人の病気の原因を巫に判断してもらうということが行われたが、恨みを抱いている死者が病人を苦しめているのだと不幸の原因を見抜いたりする記事が歴史書にも見られる。古くは『史記』武安侯伝、『漢書』灌夫伝に視鬼の語が見える。この視鬼者は、病の原因を判断するために、普通の人には見えない怨霊などの正体を明らかにする。こうした能力を持つ者は、いわゆる巫を生業としていたといえる。邪眼をもつ巫は浄眼、視鬼、見鬼等と呼ばれていた。

こうした特殊な能力を有さない場合、仮面を被って呪眼を手に入れる必要があったのではないかと想像できる。このような呪眼を持つことは、いわゆる有能な宗教者である事の条件ともなるわけだが、こうした能力を持たない人間がこの呪眼を獲得するためには、ある種の法具が必要となる。つまり仮面と言う法具を被ることで、宗教者としての能力を象徴する、眼の呪力を得ることになるわけである。呪眼を得るがために、仮面が着けられると言ってもよいのではないだろうか。仮面とは人間に特殊な能力を与える道具でもある。この辺に変身することの根本的な意味の一つがあると考えられる。



景色(景観)が変わるといふこと

八久保 厚志 (神奈川大学外国語学部・助教授)

1 はじめに

景色(景観)は絶えず変わっているのだろうか。変えられているともいえるのではなからうか。景観(風景、空間)は、時間と同じで一刻も同じ状態を留めていないのは事実のように思われる。資料学として景観資料・情報を体系化し記録・分析することが重要であることは近年、景観の記録媒体の多様化によってとくに提起されるようになってきている。コンピュータやデジタル技術の高度化によって、景観は記録されるばかりでなく、過去や将来についてシミュレートできるようになっている。したがって、より詳細な資料作製のために景観・図像資料の抽出と体系化が図られる必要がある。

私たちは今回のCOEプログラム第3班での役割を、渋谷敬三らによって撮影、収集された景観写真を基に、昭和初期から現在までの景観変化について、その資料の体系化のための手法開発・構築するというテーマに設定した。同時に写真などに残された景観変化から文明史研究の深化のために“なに”を読みとれるかの分析をおこなう。その際、私は人文地理学を専攻としているので広く地理学の立場からこのテーマに関わっていきたい。

2 地理学からの視点

景観の変化は自然現象的と人文現象による変化と捉えることができる。すなわち、自然現象としての景観変化は自然からの営力、たとえば大地が動く、地震活動や地殻変動、造山運動、また、水や大気の動きによる変化、陸水や大気循環による浸食や風化作用等から理解する。一方、人文現象からの景観変化は、ヒトや資本(生業や企業等)の空間行動と空間の利用、集団や政治的意志のもとでの空間行動や空間利用の変化によって絶えず変えられ続けていると理解することができる。人文地理学からの景観変化の理解は主に、ヒト、資本、集団や政治的意志を景観変化の主体と考える。その際注意することは、景観変化を時系列変化(歴史的諸段階、先と後など)として捉えるばかりではなく、空間的な異同(場所による

違い)にも注意が向けられなければならない。景観変化は、特殊な場合と、一般的な場合が混在するからである。以下、時系列変化の考え方と空間的な異同の考え方を示しておこう。

時系列変化 写真1は現在の石川県能登半島の棚田の景観であるが、この景観が形成されてからどのような変化があったかを考えてみる。まず、田圃の形は等高線上にあることがわかる。したがって、標高が上がるごとに何らかの高さで次の田圃面がある。そしてそれが、海岸部から山頂へかけて段々に幾重にも造作されている。このような形態がいわゆる棚田の基本的な形態であろう。しかし、この景観が形成されてから何の変化も起きなかったと考えることはできない。よくみると、棚田の上部にはアスファルト敷きの国道が走っており、軽自動車も田圃面まで上り下る多少大きめの道がある。また、みかん畑などによく見られるような発動機による荷物輸送のレールも設けられている。これらは、現代になって、作業効率の向上と、労働負荷の軽減などを目的に設けられたものである。ただし、これだけではこのような一見作業効率の低い耕作形態が残存することはない。とくに戦後日本がとり続けた農業政策は、このような僻地での稲作経営を保障するものではなかったはずである。では何故残っているのか? 断定するわけではないが、日本の保存すべき景観として棚田の保護運動や施策が展開されているという要因を忘れてはなるまい。

写真2は、1995(平成7)年の阪神淡路地震直後の兵庫県神戸市灘五郷の酒造地域の景観である。周知のように、神戸市や西宮市は、かつて灘五郷といわれた酒造産地を擁していた。震災前は、瀟洒な酒蔵や店舗が軒を並べ特徴的な町並みを誇っていた。酒蔵のある町並みは我々にとって一種の安らぎを得られる町場の原風景であった。しかし、かつて日本全国に展開した伝統的な酒造業は、近代化の不徹底や消費性向の洋風化で急速に停滞へ向かった。そのため、現在では灘や伏見の二大産地の他に西条や会津若松など一部の地方都市でしか酒蔵の集積する

町並みは見られなくなっている。それに加えて今回の震災は最大の酒蔵の集積する町並みを崩壊させてしまった。現在では、灘の酒造業はほぼ復旧しているが、震災後酒造業を廃業したり、大手企業の傘下に入ったりと産業経済上の激変が見られる。一方で、伝統的な酒蔵の復旧はごく希であり、酒蔵は近代的な酒造工場に建て替えられている。このように、生産過程が、自然災害によって変化させられ、その結果、景観に大きな変化が生じるようになった。このような景観変化に対して、何らかの時間軸をもって分析することが「変化」の第一義的理解であろう。しかし、時系列の変化だけで景観変化は理解できない。次のような空間的異同を理解しておく必要がある。

空間的異同 景観変化の分析で次の重要な点は、場所によって町並み景観が異なることである。写真3、4は各地の町並み景観である。写真3は新潟県と板町の町並みで雁木が特徴的な景観である。多雪地帯である板町は積雪時の交通確保のために雁木構造の町並みが遺されている。ただよく見ると、道路中央には融雪施設が設けられており、また、地球の温暖化による降雪量の減少によって写真のように典型的な冬季の景観は一年でも数えられるほどである。写真4は、石川県能登半島西海岸の漁村の中心的な通りである。能登半島西海岸は日本海に面しており、冬季には降雪量は少ないが、強風に見舞われる地域である。写真左が海岸、右が山手にあたる。集落の再整備で

集落の中央を対面交通できる道路が建設され、その両脇に住宅が並んでいる。平地は少なく列村を形成している。住宅に注目すると、近在での森林資源が豊富なため、木造の住宅となっており、壁にも木材が使われこの地域を代表する通りの景観を形成している。このように、町並みの形成は場所ごとの特殊条件によって左右される。このことは「変化」の理解に空間的な視点が必要なことを意味する。なぜなら、景観変化の時系列的な理解だけでは変化の普遍性を検出できないからである。

3 景観資料の体系化

今後、景観資料の収集対象は写真や映像記録ばかりではなく、景観情報を抽出できる近代資料に拡げることが必要になってこよう。例えば、景観を地理情報として示す地図類（官製の地勢図や地形図類、私製の地図類、数値地図、関連ソフト類）、絵画（風景画、浮世絵類）、絵はがき（観光名所、風俗など）、郵便切手（特殊切手：国立公園、国定公園など）スタンプ類（風景入り日付印、観光スタンプなど）観光パンフレット類、商品ラベル類（たばこ、酒類など）などである。また、景観の認識は、視覚情報だけではないだろう。例えば、聴覚情報も体系化の対象となり得ると考えられる。滝や水辺の瀑音やせせらぎ、吹雪や春一番など風の音など特定景観を認識、連想できる音の情報も可能性があると考えられよう。



1 石川県能登半島の棚田



2 倒壊した酒蔵（兵庫県神戸市）



3 雪国の町並み（新潟県と板町）



4 漁村の町並み（石川県能登半島西海岸）



研究エッセイ

ESSAY

WWWのセキュリティ

木下 宏揚 (神奈川大学大学院工学研究科・教授)

1 まえがき

WWWが研究者の道具から一般の人々の情報伝達手段として用いられるようになり、セキュリティに関する様々な問題が発生している。ひとつは、情報の保護や通信相手の確認など技術的なセキュリティの問題、もう一つは、発信する情報の著作権など法的あるいは倫理的な問題すなわちコンテンツの問題である。以下これらのセキュリティの問題について解説する。

2 WWWの技術的セキュリティ

サーバのセキュリティ

不特定多数にWWWコンテンツを公開するということは、WWWサーバが不特定多数からの攻撃にさらされることを意味する。クラッカー（不正侵入者、悪意を持った攻撃者）はオペレーティングシステムやサーバのソフトウェアのセキュリティ上の欠陥（セキュリティホール）を利用して侵入し、コンテンツの書き替え、消去、非公開情報の入手などを行ったり、他のサーバへの攻撃の足掛かり（踏み台攻撃）にしたりする。

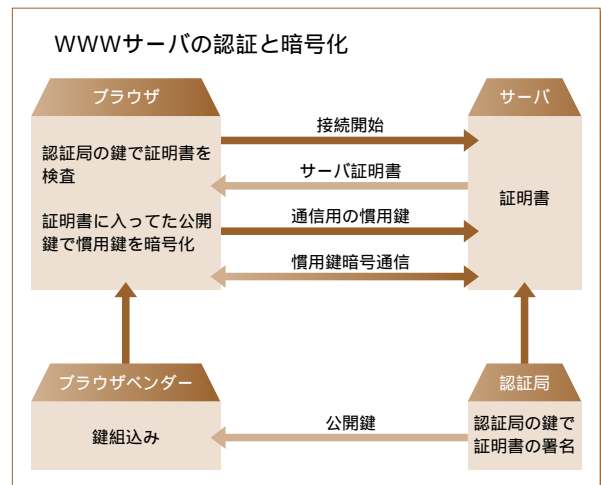
防止策としては、CERT (<http://www.cert.org>) などのセキュリティ情報に気を配り、ソフトウェアを安全な状態に保つことが重要である。また、セキュリティ対策に必要なコストと人員を確保できない場合には、信用のできる組織にサーバの管理を委託する（ホスティングサービス）ことも有効である。

情報の保護と相手の確認

現在のインターネットは、特別に対策をとらない限りは暗号化されていない生の情報が流れている。しかも、インターネットの盗聴は電話など他の通信手段と比較して容易であるため、個人情報やクレジットカード番号など重要な情報を取り扱う場合、暗号化などの対策が必要となる。

インターネットによる通信の場合、通信相手が本物かどうかを確認することも重要である。クライアントとサーバがお互い相手を確認することを認証という。

現在用いられている認証には、証明書、パスワード、



クッキー、クライアントのアドレス（またはドメイン名）がある。

証明書はサーバの提示するサーバ証明書とクライアントが提示するクライアント証明書がある。証明書は公開鍵暗号を用いたデジタル署名に基づいている。証明書は相手の公開鍵と認証局のデジタル署名などから構成されている。公開鍵は証明書のデジタル署名を確認するとともにセッション鍵（通信用の慣用鍵暗号の鍵）の暗号化に用いられる。次に、提示された公開鍵と相手の結び付きを保证するために認証局のデジタル署名が確認される。主要な認証局（日本ではセコムなど）の公開鍵は予めブラウザに組み込まれており認証局の署名を確認出来るようになっている。図に示すような、サーバ証明書の提示と確認と通信用の暗号化鍵の交換が終了すると、サーバが本物であることと通信路の安全性が保証される。

パスワードは、サーバがクライアントを認証するとき用いられる。サーバが証明書を提示して、暗号化が行われていない状態ではパスワードが生状態でネットワークを流れるため注意が必要となる。サーバは接続を許可するクライアントをIPアドレスやドメイン名（`hertz.ee.kanagawa-u.ac.jp`など）で指定することもできる。

クッキーは、クライアントの身元を保証するものでは

ないが、サーバがクライアントの同一性を確認するものである。例えば、オンラインショッピングで、商品の選択、支払い方法の指定、配送先の指定など一連のセッションの間、あるいは後日再びセッションを開始したときに同じクライアントであることを識別する。サーバにセキュリティホールがある場合クッキーが第三者に掠め取られる危険性があるため注意が必要である。

3 WWWのコンテンツの問題

著作権など

WWWは世界規模で不特定多数の者に情報を提供可能なメディアであり、個人的なコンテンツであったとしても著作権は出版物や放送などと同等に扱われる。コンテンツで問題となるのは、他人が著作権を保有している情報を意図的あるいは無意識にコンテンツに含めてしまうことである。著作権法では、これは複製に該当するが、個人的あるいは家庭など小さな規模のグループ内での使用に限り複製は認められる。したがって、パスワード認証やIPアドレスでの認証を適切に行えば、この範囲内になる場合もあるが、個別の事例により微妙な判断が要求されるので、十分注意が必要である。また自分で撮影したものであっても被写体によっては肖像権(主に一般人)やパブリシティ権(有名人)の侵害になる可能性がある。自分で撮影した建築物の写真は一般には著作権の対象にはならないが、テーマパーク内の建物など建物自体に高度の芸術性、創造性、商品価値がある場合には注意が必要である。国により異なるが、日本では著作権は権利者の死後50年で消滅し、これ以降許可なく情報を利用できるが、対象物の著作権が消滅していても書籍など出版物から転載する場合には著作隣接権(演奏者やメディアの制作者の権利)が存在している場合がある。また、個々のデータが著作権をクリアしていたとしても、これらを体系立てて収集し、データベース化した場合、データベースに著作権が発生する。

リンク

WWWの特徴としてリンクが挙げられる。リンクにより世界中の情報が有機的に結合され、紙の情報では得られない効率で情報収集することが可能となっている。リンクの問題としては、他サイトへのリンクを張る場合の許諾、リンク先のコンテンツの責任、リンクの方法に分類できる。

他サイトへリンクは、著作権法上は引用に該当すると考えられるので、法的には相手に許可を求める必要はな

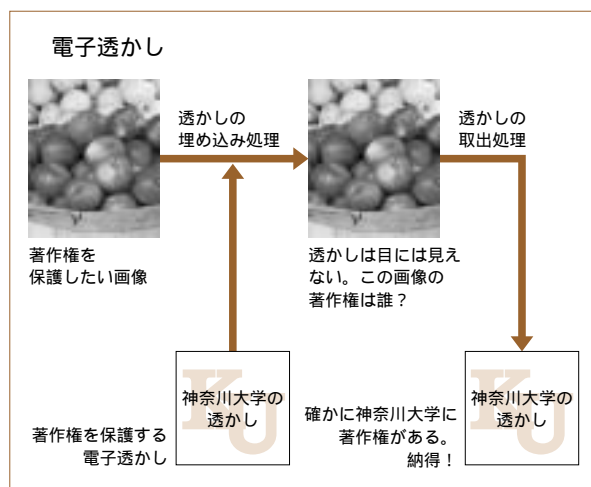
い。しかし、倫理的問題は別であり、次のように考えればトラブルとなる可能性は低いと考えられる。リンク先のページにリンクにたいする指示がある場合は原則としてそれに従う。大企業や大学全体のサイトなど規模が大きく公共性が高いと考えられるサイトに対しては管理者の手間も考慮すると許可を求める必要はない。個人や研究室単位など比較的小規模のサイトの場合は許可を求めた方が無難である。

リンク先のコンテンツには一般的には責任は生じないと考えられるが、リンクの説明内容によっては問題が発生する場合がある。同一組織内へのリンクの場合、リンクの有無に関わらず、その組織に管理責任が生じる。ただし、基本的にはコンテンツの責任はその作者が負うべきであり、所属組織は作者に対して利用規定やガイドラインの意味を理解させる努力を行う義務が生じる。

リンクの方法は、情報がサーバ上にあるのではなく、リンクであることが読者に明確にわかる形で行う必要がある。読者が錯誤するような形のリンクでは著作権法上の引用に該当しない可能性が発生する。

電子透かし

現在のWWWのシステム(httpの範囲内)では、情報転送後の複製を制御することは困難である。そこで画像や音声などの著作権者が誰であるか明確に示すために、電子透かしが用いられる。電子透かしは人間の視覚、聴覚では知覚できないような形で、著作権を示すような視覚的パターンもしくは文字データなどを保護したい対象の情報に埋め込む者である。電子透かしは透かしの情報を故意に除去しようとすると、保護対象の品質が著しく劣化するような形式で埋め込まれており、一定の処理を行うと透かし情報を取り出して、著作権情報を確認することが可能である。





人類学の立場からの問題提起

川田 順造（神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究所・教授）

10月31日に行われた全体研究会で、私は「人類学の立場から」問題提起を試みた。このCOEプログラムの研究テーマが掲げる「人類文化研究のための」という目標は、どのようにして達成できるのかについて、サブリーダーでもある人類学者として、研究計画全体の初期段階で発言すべきだと考えたからである。

1 文化の三角測量による人類文化へのアプローチ

人類学の基礎である世界民族誌、人類文化史の初歩的な知識をもつことは、限られた地域で得られた知見を、「人類に普遍的」と即断する誤りを避けるためにも必要だが、少なくとも、「人類文化研究のための」という研究目標で求められている問題意識を尖鋭にもち、「資料のための資料」に埋没することなく研究を進める上で、異なる文化の対比によって、隠れていた問題を発見して行くことが大切である。その一方法として、私が30年余り前から提唱してきた「文化の三角測量」、言語、音文化、身体技法、技術文化、歴史意識など、人類文化のいくつかの領域に適用し、その成果を内外で発表してきた文化比較の方法について、手短かに述べ、批判、教示を受けたい。

文化の比較には、2種のものを大別できる。連続の中の比較と、断絶の中の比較である。前者では、文化における日本と中国の関係のように、影響、受容、拒否など「歴史的」な研究が主となる。後者は、ここで私が取りあげる日本、フランス、西アフリカ内陸社会（特に旧モシ王国）のように、19世紀末まで相互に接触がなく、断絶の中でそれぞれの文化を発達させてきた地域の比較であり、その場合には「歴史的」関係ではなく、文化の根底にある「原理」の発見が研究の主目的となる。断絶の中の比較は、このような比較なしには不明のままの原理を発見するのに資するからである。

地測の場合と同様、3文化を参照点としてとることによって、2文化の相互比較よりも、研究者自身の文化も含む3文化を、他の2文化を参照点として、対象化、相対化することがより容易になる。比較の前提として、例えば私の取りあげた3文化の場合、17世紀初めの中央集権的政治社会の確立から、1960年代の生活文化全体の大変革期

までといった有意の時代幅を設定し、それぞれの文化の具体的な資料から、研究者によって抽出された「理念型」（Idealtypus）としてのモデルの比較を行う。地測と同様、さまざまな文化の研究者の協同で三角測量を拡げてゆくことによって、広汎な人類文化探求の可能性が開けるだろう。

2 非文字資料をどのように問題にするか 音の領域

文字との対比で非文字の領域を考察するために、伝達の媒体としての文字の特質をまず考えてみる。言語をベースとすることによる意味の高度の分節化、時間空間における遠隔伝達性、反復参照性、個別参照性、発信・受信における「立ち止まり」の自由さを文字の特質とみる時、音声言語の領域でも文字に近い層（口頭や太鼓言葉〔図版1〕による固定された伝承、など）があり、文字の中でも非文字に近い層（明治の言文一致体文学の創出に大きな役割を果たした三遊亭円朝の口演落語の速記録など、音声言語の仮の固定化など）があることがわかる。

伝達の媒体としての音声言語以外の音（非言語音、器音など）や、それ以外の聴覚の領域（気象音、波音、虫鳥獣の鳴き声などの自然音）、視覚、触覚、味覚、嗅覚や、身体感覚などの領域と言語音の関係、音とそれに人間が与える意味との結びつきについても、上記3文化の対比によって、結びつきの原理と、結びつき方の文化による有意の差異を見出すことができる。文化による音の好悪の違い、音具の選択などは、6に述べる文化における感性全般の領域においても重要な位置を占める。

音声言語を含む声や器音が、政治権力、歴史意識など、文化の他の領域とのあいだにもつ関係、音を担う職能集団の社会での位置（内婚的集団、蔑視・差別、逆に畏敬の対象となる集団、他の職業と結び合わされた集団など）等々、音のコミュニケーションの総体を「音文化」「sound culture」と呼ぶことを私は提唱し、「アフリカの音文化」の研究プロジェクトを8年以来組織して成果を発表してきた。西アフリカに見出される音文化複合の2つのモデル（マンデ音文化とハウサ音文化）と、歴史意識とその表象における2つの指向性（叙事詩と年代記）も、文化の三角測

量の方法によって、日本やフランスとも、正負の対応関係を設定して研究することが可能である。これらのモデルの操作によって、権力と歴史意識とその表象、音文化と文字のあり方の相互関係の原型が浮かび上がってくる。

3 非文字資料をどのように問題にするか 図像の領域

文字はアジアの東西で象形記号から生まれたが、西では契約や統計との結びつきを強めて表音性に向かい、東では元来のト占の図像から、社会・文化的な意味をとどめた表意記号としての役割を、表音機能と並行して保ち続けた。このような二方向への図像記号の特化とは別に、アフリカの句の形をした王名を表す斧や杖や床几のような表句記号もあり、言語との結びつきなしに、ミイラから蠟人形にいたる肖像、出来事的情景、自然景観などの視覚情報をもつ指示機能と意味機能、図像と個ノ類との対応関係などが図像資料において問われなければならない。図像と音声言語の結合した「絵解き」も、豊かな非文字資料の一領域である。

4 身体技法と技術文化

身体技法、文化によって条件づけられた身体の使い方（身体に内装された記憶<強度に条件づけられた反射的運動連鎖の組み合わせ、継起=通時性、相互連携=同時性）[図版1] 行為伝承として強い持続性をもち、技術や儀礼行為の世代を超えた伝承を確かなものにする。また、モノ（道具、衣、住など）モノと身体、作業姿勢と道具の

使い方[図版2] 育児様式との間には、強い相関がある。

身体技法のうち、人力運搬法、履物などに関連する歩容は、音声言語の性格、「うた」の作り方、音具の奏法などと共に、リズム感覚を醸成し、「調子が合う」「調子が合わない」など、深層の同調感、違和感を生みだす。

身体と道具の関係のうち、梃子の原理・回転原理のあるなしは、足の使用の面で身体技法に大きな差異を生じさせる。身体と道具の関係についての三つの理念型の仮説（ ）内は、理念型を作る基礎として主に参照した地域：(a)道具の脱人間化（フランスなど西ヨーロッパ）(b)道具の人間化（日本）(c)人体の道具化（西アフリカ）を一つの叩き台として、両者の関係のさまざまなあり方を検討してゆきたい。

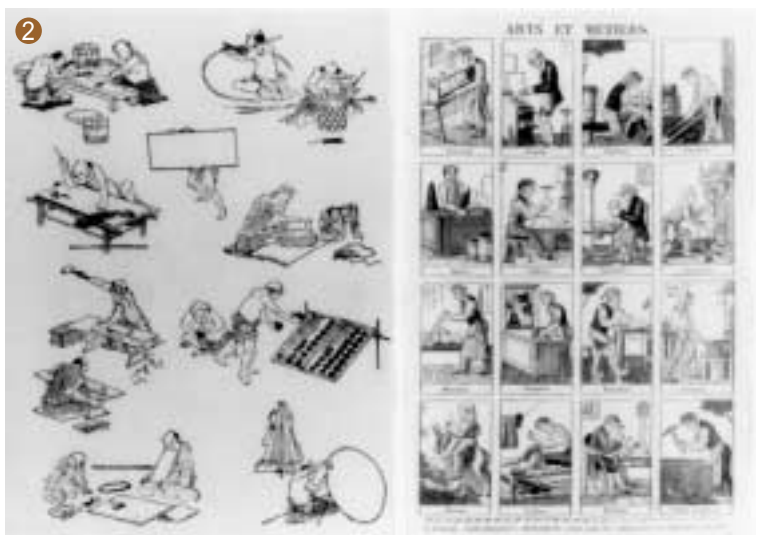
身体表現による伝え合い、共同感覚言語と身体表現の媒体としての手話、共同で守るマナー、食卓作法、極限としての「茶の湯」の儀礼化された社交的意味。一定の決まりに従って、一緒に身体を動かしたり声を出したりする行為は、共属感覚を昂揚させる。合唱、シュプレヒコール、イスラームのジクルなどはよい例であろう。

5 集合的記憶の拠りどころとしての風景、樹や岩、人工記念碑、など

ある自然景観が、「風景」として人間の感性とかかわり、意味をもつ、その意味の生まれる根拠、生業活動、交通（街道など）歴史の痕跡などは、「場」における自然と文化の、文化によって異なるあり方といえるだろう。背景



1 太鼓言葉による王の系譜語り、祖父のかたわらで学ぶ楽師の一族の子。太鼓を打つ手の動きが身体技法として習得され、長い込み入った系譜語りの世代から世代への伝承を、安定した確かなものにする。
(西アフリカ・旧モシ王国で、1968年川田撮影)



2 北斎漫画とフランスのエピナル民衆版画（いずれも19世紀前半）に描かれた諸職の作業姿勢。日本の職人の低座位と、フランスの職人の、仕立屋（最下段、左から2番目）を除く立位・高座位の違いが対照的だ。フランス語では「あくらをかく」ことを「仕立屋風に座る」と言い（英語も同じ）、この座位が特定の職業に結びついたものであることを示している。



としての風景を描いた宗教画・肖像画、風景そのものを描いた風景画（理想化された風景画、史実的客観的風景画、印象的主観的風景画）なども、その背後にある自然・文化をめぐる意識を探る、貴重な手がかりになる。

集合的記憶の場としての、従って非文字資料としての地域と風景は、それらの資料自体が、時と共に、そしてそこに生きる人々と共に変化する性質をもつ資料である。

6 非文字資料の総合された領域

視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚、身体感覚（身体の清潔、着衣と裸体・羞恥、坐り心地、寝心地、身体技法と道具、住居空間）それらの総合された感覚環境のなかに、人間は生きている。感性の総合された結果としての好悪、何を快く、何を気持ち悪いと感じるかの文化による違いは、文化

の基層の性格づけに大きな役割をもっていると思われる。その際、異なる感覚領域間の連合、共感覚 (synesthesia) に注目することが大切であろう。非文字媒体による記憶は、primordial attachment (C. Geertz)「原初的愛着」形成に重要な役割を果たすのではないか。「何を快く、何を気持ち悪いと感じるか」とくに後者の、反射的忌避感覚は文化の性格を深層で方向づける意味をもっているであろう。

嗅覚については、生理学的研究がまだ不十分だが、感覚に与える印象が、漠然としているからこそ、記憶や連想を喚起する力は大きいといえる。香水・香油文化が、日本ではなぜ乏しかったのか、人類諸文化での潔・不潔感の問題、匂いと宗教の関係、神仏との交信の予備的行為としての香料の問題など、この領域でなすべきことは大きい。

研究会報告

S C I E N C E R E P O R T

民具という非文字資料から日本列島の古代多民族社会を復原する試み

河野 通明（神奈川大学日本常民文化研究所・教授）

1 「日本」そのものを研究対象とすることの重要性

COEプログラムでは「人類文化研究のための非文字資料の体系化」を掲げ、2班では日本・東アジア・ヨーロッパ・アフリカの現地調査をして身体技法の比較研究をすることとしているが、この比較対象とされている日本は、古くからの「東と西」論や近年の東北学の提唱に見られるように実に多様であり、この多様性の根源を探ればおそらくそこに住んでいる人々の民族的系譜が異なるからである。したがってこれまで大工や鍛冶の仕事などについて中国では立って仕事をするのに対して日本ではお尻を地面に付けて胡座で仕事をする指摘されているが、この日本は座位といった場合の「日本」とは絵画資料に記録されやすい中世・近世の首都＝京都近辺のことであって、東北地方や九州ではどうであったが確認されているわけではない。少なくとも靺鞨の操作については畿内では座位であるが近世の加賀では立位であり、これはさかのぼれば民族の違いに起因する可能性が高いとわたしは見ている。この事実はこれまで知られていなかったし、そういった研究関心はあまり示されてこなかった。しかし畿内と加賀で作業姿勢＝身体技法が異なるとなると、外国と日本を比較する場合、その日本として選んだ

対象の地域の住民は民族的には何系に属するかが問われなければならないし、同時に日本の他地域ではどうかという調査も必要となってくる。しかしながら日本とアフリカの比較といった取り組みにそこまで期待するのは時間的にも調査の手順からも無理なことは明らかで、これは日本と外国との比較をおこなう一方で、同時並行で日本そのものも多様性を研究するのが必要だということであり、そこから新たな展望が開けてくるのであろう。

2 日本列島の民族的多様性

日本の歴史、より厳密には日本列島で展開されてきた人類の歴史を模式的にまとめれば、原住民としての縄文系狩猟採集民の世界に外から稲作民が侵入してきた。かれらは稲作の生産力の高さから人口を急激に増やし勢力を伸ばし、やがて統一国家を形成して先住民に言葉や文化を押しつけて同化を迫った。この点では日本の歴史は分かりやすくいえばアメリカ合衆国型であり、ただこの過程が島国という環境で2000余年という長い時間をかけて進行し、かつ先住民も侵入者も同じモンゴロイドであったために、明治初年の段階で北海道を除けば単一言語の単一民族的様相を呈していたに過ぎない。したがって過

去にさかのぼって日本の文化を論じるなら、そもそもの地域にどんな民族が住んでいたかという時代ごとの民族分布図が明らかにされねばならないし、同一地方に複数の民族が住んでいる場合には仲良く棲み分けていたのか、あるいは上下関係でカースト的身分制を作っていたのが問題となる。さらに古墳時代の統一、律令国家による統一といった時代の大きな節目ごとに文化・技術の伝播や政策的移転はどうだったのかとか、日本語化＝民族語の喪失はどの時点でどういう事情でどの階層までどの程度に及んだのが研究課題となる。ところが科学的歴史学を標榜していた戦後歴史学は、階級関係の検出と社会構造の把握には関心を寄せたが、いまいった民族問題を歴史のなかでどう明らかにし、通史のなかに位置づけていくかについては論理の構造として抜けていたように思われる。それはなぜか。

3 文献史学に必然的に生じる死角

戦後歴史学が多民族史に無関心だったことについては、その拠り所とした唯物史観が階級関係の展開から将来の社会主義社会・共産主義社会を展望することに関心が向けられ、万国の労働者よ団結せよという国際主義のスローガンが民族の多様性に目をふさがせたことに大きな原因があることには間違いない。だがもう一点、日本の歴史研究がもっぱら文献史料に寄りかかって進められ、実態は「文献史学」に過ぎないにもかかわらず「歴史学」と自認して歴史研究全体をカバーしているような錯覚に陥っていた点も大きかったのではないかと思う。人が生きたなかで文字に記録されるのはほんの一部に過ぎない。しかしそれ以上に文字に記録される頻度と民族文化の多様性とは時代の推移のなかでは反比例的関係にあることが注目される。文字による体系的記録は8世紀の『古事記』『日本書紀』が最初であるが、その後時代の下につれて幾何級数的に増加し識字階層も庶民にまで降りてくる。それに対して民族文化の方は時代の進むにつれ同化が進行し、その多様性は失われていく。それでも東北地方や北海道に固有文化が色濃く残っていたのを庶民階層の菅江真澄は絵と文で記録したわけであるが、文字記録の限界を超えた古墳時代では多様性はもっと強烈かつ普遍的で、日本列島はアフガニスタンのような多民族で多言語の社会であったに違いない。それに加えて中国から文字体系を導入したのは支配民族の稲作民であって狩猟採集民は文字をもたなかったこと、また時代をさかのぼれば文字記録は天皇や貴族の、政治や外交関係の事件性のあ

る事柄に限られるのに対して、民族の多様性は庶民階層の日常的な生活場面に色濃く現れるという特質がある。したがって文字資料に頼っている限り民族文化の多様性はほとんど死角となって研究者の目に触れなくなる。郷土史好きのアマチュア研究者が想像の羽根をのぼして古代のロマンに酔いしれるのに対して、プロの研究者は史料に現れないものは自戒して語ろうとしない。それ自身は歴史学が科学であるための要件として大事なことではあるが、それを続けていくうちに史料に現れないものには関心を向けないという傾向が生じることも否めないであろう。この文字資料の死角で見えない部分については物証に依るしかない。警察は犯人捜査にあたって文字資料に頼っているわけではなく、物証を重視し鑑識班が活躍して犯人の特定に成果をあげている。われわれの歴史学も文献史学の殻を破って物証からの歴史学へ大きく踏み出す時ではないか。その意味でCOEプログラムが「非文字資料の体系化」を看板に掲げた意味は大きい。

4 民具＝非文字資料の最たるもの

非文字資料というと絵画資料が頭に浮かぶが、絵は描き手が意図をもって何らかのメッセージを表そうとしている点で文字に近い。そもそも文字そのものが絵文字から出発したことからわかるように文字と絵画資料は兄弟関係にあり、平面に記された二次元資料という点でも同類に属する。したがって絵画資料は非文字資料のなかでも「準」文字資料というべきものだろう。それに対して各地の博物館・資料館に収集された民具は、人類が生きるために作りだした道具そのものであり、文字や絵画のようにメッセージの表現ではないという点で、これこそ「非」文字資料というべきであろう。民具はその形からは何に使ったという用途や性能、作業姿勢、伝来の系譜、その地に伝来後に加えられた改良などの情報が引き出せるし、呼称からは伝来の時期・伝来事情と系譜、加工技術からは流通品か手作りかの区別、作り手の民族の読み分けなどが可能となる。その内包する情報の豊かさは絵画資料の比ではなく、非文字資料の最たるものといえよう。資料館収蔵庫の民具調査を20余年続けているが、これこそ文献史料の見えない部分を補う歴史資料として有効であるという確信を、近年ますます強めている。

5 民具の全国比較から多民族社会復原は可能

日本が多民族社会であったと述べてきたが、どういう民族がどう住み分けていたかについての見通しを述べて



おこ。縄文系狩猟採集民のいた列島に弥生時代になってまず朝鮮系稲作民が渡来し、遅れて中国少数民族系稲作民が渡来した。前者は田植えをやっていなかった可能性が高く、穀物は穴蔵に保管するという畑作寄りの稲作をおこなっていたと思われる。それに対して中国少数民族系稲作民は早乙女が田植えをし、高床式倉庫に稲を保管する人達で、床張り住居やいろり、曲物もかれらが持ち込んだ可能性が高い。そして民族紛争の倭国の大乱を経た3世紀の卑弥呼の統一期に日本列島の民族の住み分けは一応確定するものと思われる。その後5～7世紀に朝鮮系渡来人の流入があり、8～9世紀には東北地方南部で城柵の建設にともなって関東・中部の農民が柵戸として入植するが、それ以降は民族分布に大きな攪乱はない。各

地の資料館にはそれぞれの地域の民族が使い伝えた民具が収集されているのである。といっても収蔵庫にある民具の多くは大正・昭和期に製作されたもので古代のものがそのままあるわけではない。しかしながら伝統的民具は壊れると元の形で更新されるので、大正・昭和の民具にも古代以来の形質は継承されている。しかも古い時代の文字資料は中央に限られるのに対して、民具は全国各地にでもある。したがって各地の資料館の全域調査を実施して広域に比較検討すれば、文字資料では死角となっていた日本列島の多民族状況が彩りゆたかに復原できるであろう。いま東北地方から全県調査を始めただけだが、木摺臼の作業姿勢などに興味深い成果が出始めている。それらは報告書にまとめることとしたい。

主な研究活動

全体会議

プロジェクトが発足して数カ月が経ち、事務局体制も次第に整い、現地調査を踏まえたもの、体系化に関する理論など、研究発表に対する質疑応答も活発に行われている。今後のプロジェクトの方向性も少しずつ見出されるようになってきた。

第5回 12月5日（於：横浜キャンパス1号館 804会議室）



研究会

全体

河野 通明（12月5日）

身体技法・感性を手掛かりとした古代日本列島の多民族状況の検出の模索

班

三鬼 清一郎（11月11日・3班）

倭城・倭館・合戦図 朝鮮半島における日本関係建造物をめぐって

須山 聡（11月11日・3班）

渋沢敬三のまなざし

香月 洋一郎（11月11日・3班）

方法としての景観に向けて

金 貞我（12月5日・1班）

『日本常民生活絵引』英語訳の試みとその問題点

富井 正憲（12月16日・3班）

漢城・京城・ソウル 南山を中心として

八久保厚志（12月16日・3班）

景観変化に関する地理学的分析と分析手法についての研究（案・構想）
アチック・ミュージアムに残された景観資料を起点として



現地調査

(11月～12月実施分)

ジョン・ボチャラリ	千葉県佐倉市 国立歴史民俗博物館 (11月1日)
生活絵巻、屏風などの調査	
香月 洋一郎	東京都青梅市及びあきる野市 (11月9日～10日)
景観調査のための検討資料の収集	
廣田 律子、山口 建治、梅野 光興	高知県本川村 (11月14日～17日)
本川神楽を調査し、鬼と翁の身体技法の考察	
河野 通明	宮城県金成町、迫町 他 (11月19日～21日)
民具からの身体技法の検出のための木摺臼の調査	
菊池 勇夫	北海道立文書館 (札幌市)、北海道立図書館 (江別市) (11月21日～23日)
近世アイヌ関係を中心とした図像資料の閲覧・収集(複写)	
福田 アジオ、田島 佳也	中国 北京 (北京師範大学その他) (11月22日～26日)
東アジア図像資料の所在調査及び収集	
須山 聡	広島県尾道市、愛媛県大三島町 他 (11月28日～29日)
渋沢コレクション写真資料の現地比定	
八久保 厚志	広島県尾道市、三原市、竹原市、大三島 (11月28日～30日)
景観変化に関する実態調査	
香月 洋一郎	山口県大島郡久賀町役場、広島県広島西空港 (12月1日～5日)
景観調査のための地割図の複写及び研究地点の空撮	
佐野 賢治、北原 糸子、木下 宏揚、齊藤 隆弘、中村 政則、原信田 實、網野 暁、富澤 達三、中町 泰子	東京都写真美術館 (12月4日)
文化情報発信システムの開発、特に写真資料の修復、保存技術、データ化、検索システムに関する情報交換	
北原 糸子、原信田 實	京橋、上野、日暮里、深川他各所 (12月7日、21日)
名所江戸百景に描かれた場所の現況の確認調査	
川田 順造	フランス、西アフリカ (ベナン、ブルキナファソ、マリ) (12月8日～22日)
西アフリカ三カ国の伝統文化センターでの資料収集、伝統的職能者の面接調査	
福田 アジオ、金 貞我、網野 暁	韓国 ソウル (延世大学、国立中央博物館他) (12月9日～13日)
図像資料所在調査および関連資料の収集	
佐野 賢治、橘川 俊忠、田上 繁	福島県南会津郡只見町 (12月16日～18日)
山村民具・民俗・文書資料のデータ化及び保存・管理・展示法の視察及び情報交換	
八久保 厚志	新島 (12月18日～20日)
新島における海岸集落の景観実態調査	
河野 通明	岩手県遠野市、平泉町 他 (12月18日～20日)
木摺臼の計測データの収集	
菊池 勇夫	北海道函館市 (市立函館図書館) (12月19日～21日)
近世アイヌ関係を中心とした図像資料 (和書含む) の閲覧・収集 (複写)	
北原 糸子	長崎県島原市、兵庫県姫路市 (12月24日～27日)
雲仙岳災害記念館、姫路市熊谷次郎氏宅における資料調査	
小馬 徹	ケニア共和国 (12月27日～1月11日)
ケニア国立博物館、ならびにケニア国立文書館の非文字資料収集状況調査	



Column 韓国ソウルをたずねて...

PD・網野 暁

2003年12月9日～13日の韓国調査は、福田アジオ先生・金貞我先生、そして網野の三人による行動となった。出発前日、ソウルで初雪が降ったと聞き、極寒での調査と覚悟していたが、想像していたよりは穏やかな韓国が我々一行を迎え入れてくれた。

日程の概略は以下の通りであった。初日、檀国大学にて比較民俗学会名誉会長の崔仁鶴先生、檀国大学の姜在哲先生と面談。その後、ソウルの大型書店教保文庫において図像関係書籍の購入。二日目、延世大学中央博物館の館長の白永瑞先生と面談・会食。国立民俗博物館に移動し、見学の後、博物館の張長植先生と夕食を兼ねた懇談。三日目は国立中央博物館を見学、及びミュージアムショップにおいて風俗画を含む図録・基本図書の購入。ソウル市内で韓国伝統芸能の鑑賞。その後、崔仁鶴先生および比較民俗学会の諸先生方とともに会食・懇談。四日目はソウル大学において、農学図書館・奎章閣図書館において司書の権在哲氏の案内で関係資料の調査。最終日はソウル市内の一般住宅街を見学した後、帰国の途に就いた。濃密な日程であったが、事前に金貞我先生が各関係機関と緊密なる連絡を取っておいてくださったお蔭で、頗る順調に日程をこなすことができた。

今回の調査は主に第一班の目的の一つである「東アジア生活絵引」の韓国版を作成するための基礎的な図書及び資料を調査・収集し、それと同時に本COEプログラムの趣旨に賛同していただける諸研究機関と交流を図るものと理解していたが、十分にその成果をあげることができたと言える。延世大学白永瑞先生をはじめ、お会いした全ての諸先生が快く協力を承諾してくださり、また、基本的な図像関係書籍を購入することができ、そして資料収集の道筋もいくつか新たに思い出させた。スタートしたばかりの「東アジア生活絵引」ではあるが、今回の訪韓を経て私自身その完成に大きな期待を持つにいった。



ソウル大学奎章閣図書館収蔵庫にて

Column 東京都写真美術館を訪れて...

PD・富澤 達三

東京都写真美術館は、1995年に恵比寿ガーデンプレイス内にオープンした、日本における写真・映像文化に関する最初の専門美術館である。現在ではCG・バーチャルリアリティなど、90年代に急速に発達した分野も研究視野に入っている。館内には3つの展示室があり、テーマに合わせた常設展示が行われ、地下1階の映像展示室では、歴史的な映像資料から最先端技術による映像まで幅広い作品を鑑賞できる。

資料収集体制は写真を核とし、商業映画・CMとニュースの動画は扱わない。また広告写真とニュース写真の収集も未着手である。このほか影絵・幻燈・鞘絵・ジオラマ・のぞきからくり等、前近代の視覚文化資料がある。写真資料は18,000点に及び、国内の写真家作品を中心に、フィルムからの印画(オリジナルプリント)を作成し、中性紙のマットに収めバーコード管理している。高温多湿の日本では写真の劣化は早く、2年間の研究の末、収蔵庫内の温度20・湿度50%が保存に最適との結果が得られたという。

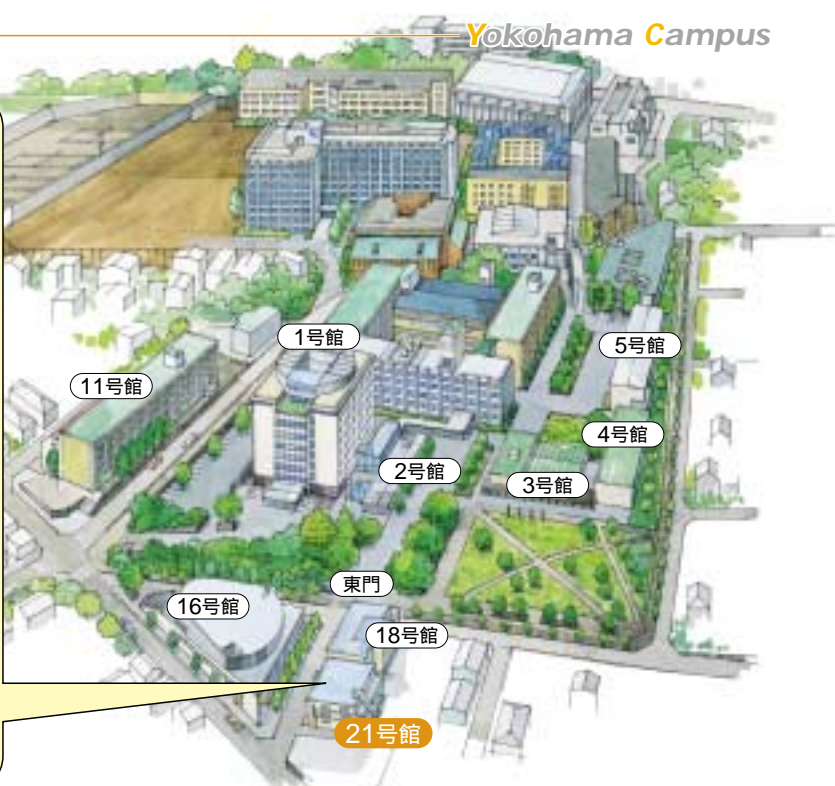
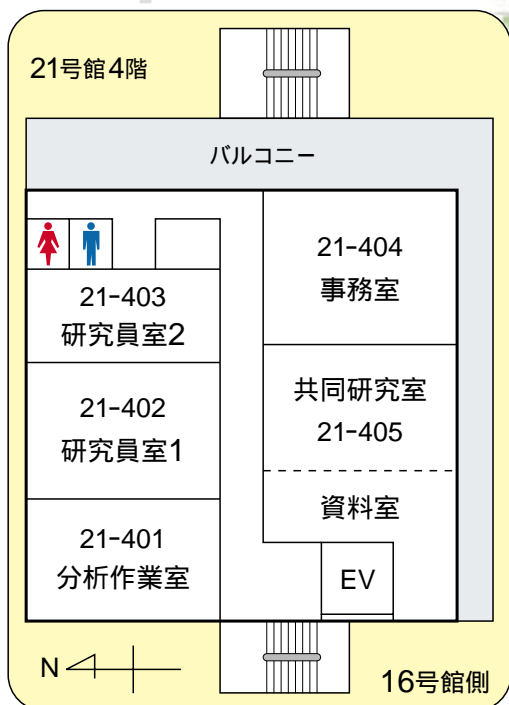
収蔵庫内部の見学は金子隆一氏(専門調査員)の説明で進み、木村伊兵衛をはじめとする写真家の作品・長崎原爆写真・横浜写真・関東大震災写真アルバムなどを実見した。このほか、所蔵資料の画像検索システムを実際に操作した。タッチパネル式で、ソフトはIBMの特注品であったが、やや使い勝手が悪かった。現在は市販のパソコン・データベースソフトを使用した方が高速かつ安価にシステム構築が出来、時代の流れを痛感した。(2003.12.4 見学)



東京都写真美術館エントランス



金子隆一氏による資料解説



研究担当者紹介

11月1日付で、下記の研究スタッフが新しく加わりました。

共同研究員

氏名	所属部局・職名	専門分野
芦澤 玖美	大妻女子大学 人間生活科学研究所・教授	生物人類学・成長学

R.A(リサーチ・アシスタント)

氏名	所属	専門分野
フレデリック・ルシーニュ	神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科 歴史民俗資料学専攻後期博士課程 在学	民俗学史

神奈川大学21世紀COEプログラムのシンボルマークです



全体は人間の活動のイメージ、頭部は人間の知恵と知識、躍動する手足はCOEプログラムの四つの研究領域・班を示すとともに、神奈川大学のKをあらわします。色はスクールカラーのブルーです。この場合、赤い玉は何を表すのか想像を膨らましてください。印刷物の他さまざまな場面で登場しますので、慣れ親しんでください。

TOPICS

本学OBである井川政巳氏(所蔵)の貴重な図書資料が本拠点へ寄贈されました。今後の調査・研究活動に活用させていただきます。

お詫びと訂正

1号に掲載した記事について下記のように訂正します。

P9 右下図「近世農書に描かれた図像」の所蔵元

(正) 個人所蔵

(誤) 神奈川大学日本常民文化研究所

編集後記

パソコンも携帯電話も使いこなせない情報弱者の小生がCOEプログラムの中で日々自己変革を迫られています。ニューズレターも特集などを組んで、さまざまな角度から情報発信の役割を果たしていきたいと思います。ニューズレターそのものは文字資料ですが、積み重ねることにより新しい方向性が出てくることを期待しています。

(佐野)

ただでさえ忙しい12月に本誌2号の制作は進みました。出張や会議で飛び回っているにもかかわらず、原稿を書き上げてくださった先生方のおかげで、読み応えのあるものが仕上がったと自負しております。

(関)

朝日新聞 大学COEフォーラム

開催：2003年12月4日(木)

会場：有楽町マリオン 朝日ホール

12月4日、朝日新聞主催・文部科学省後援による大学COEフォーラムが開催された。「COE」が日本の未来を創る～国際競争力のある世界最高水準の大学づくりをめざして～というテーマのもと、関係機関の有識者によるテーマ講演、参加大学によるプレゼンテーション、総括ディスカッションと盛りだくさんの内容で行われた。本学からは拠点リーダーである福田アジオ教授が本プログラムの目的および研究計画について説明した。



参加大学：神奈川大学、國學院大學、東京工芸大学、東京女子医科大学、東京大学、東京理科大学、日本大学、法政大学

▲
総括ディスカッション
「21世紀COEプログラムにより
大学教育はどのように変わるのか」

歴史民俗資料学研究所 開設10周年記念公開シンポジウム

歴史と民俗の交錯

記録すること・記憶すること

開催：2003年12月7日(日)

会場：横浜キャンパス2号館 B1ホール

当日は、川田順造、中村政則、福田アジオの三氏による各テーマ講演から始まった。その後続くパネルディスカッションでは、会場からの質疑応答なども含め、三氏それぞれの見解による歴史観・民俗観について、白熱した議論の場となった。



パネリスト・テーマ：川田 順造 (神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究所・教授) 『民俗のなかの歴史・歴史のなかの民俗』
中村 政則 (神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究所・教授) 『歴史学という学問』
福田 アジオ (神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究所・教授) 『歴史の中の民俗・民俗の中の歴史』

第2回 常民研企画展

ぬいもの・つくりもの

暮らしのなかの知恵と技

開催：2003年10月21日(火)～12月22日(月)

会場：横浜キャンパス3号館1階 常民参考室

1枚の布地から幾通りもの品々を作り出した人々の技と知恵。おそらく現在60代後半以上の女性たちの多くに備わっているであろうこれらの技が、数々の展示品を通して、うかがい知ることができる。



ホームページを開設しました



<http://www.himoji.jp>

ぜひ一度ご覧下さい。



非文字資料研究 No.2

発行日 第2号 2003年12月31日発行

編集・発行 神奈川大学21世紀COEプログラム研究推進会議「人類文化研究のための非文字資料の体系化」

〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1

Tel.045-481-5661

Fax.045-491-0659

URL <http://www.himoji.jp>